

生命保険募集人について

金融機関の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとSOMPOひまわり生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対してSOMPOひまわり生命が承諾した時に有効に成立します。お客さまの担当者である生命保険募集人の身分・権限等に関して確認をご要望の場合には、最寄りのSOMPOひまわり生命までご連絡ください。

募集代理店(みずほ銀行)からのお知らせ

- 本保険商品は、みずほ銀行を募集代理店とするSOMPOひまわり生命の商品であり、契約の主体はお客さまとSOMPOひまわり生命になります。
- 本保険商品は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。
- 保険契約にご加入いただくか否かが、みずほ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響をおよぼすことはありません。
- 保険業法の規定により、お客さまのお勤め先等によっては、本保険商品をお申し込みいただけない場合があります。
- 本保険商品は、解約時の解約返戻金がないため、保険料を借入金で調達した場合、借入金を返済できなくなることがあります。よって、保険料に充当するための借入りを前提としたお申し込みはお取り扱いできません。

SOMPOひまわり生命へのお問い合わせとお手続き

お客さまのご契約に関する照会、各種お手続きのお問い合わせは
下記のフリーダイヤル(通話料無料)までご連絡ください。携帯電話からもご利用いただけます。

ご契約者さま専用ダイヤル
(カスタマーセンター)



0120-563-506

※各種お手続き依頼、お問い合わせにつきましては、契約者ご本人さま(保険金・給付金のご請求は受取人さま)からお願いいたします。お電話をいただく前にお手元に保険証券をご用意のうえ、ご連絡ください。

受付時間/月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00 (日曜日、祝日および12月31日～1月3日は除きます)

〈募集代理店〉

代理店コード：53750

〈引受保険会社〉

SOMPOひまわり生命保険株式会社

株式会社みずほ銀行

お問い合わせは店舗またはフリーダイヤルへ

0120-855-519

受付時間：平日 9:00～17:00

(12月31日～1月3日、祝日・振替休日のご利用いただけません)

〈公式ウェブサイト〉 <https://www.himawari-life.co.jp/>

SOMPOグループの一員です。

HL-P-A-24-00474(2024.10.2)(24040032)803266-3200(24.10)ACG

じぶんと家族のお守り

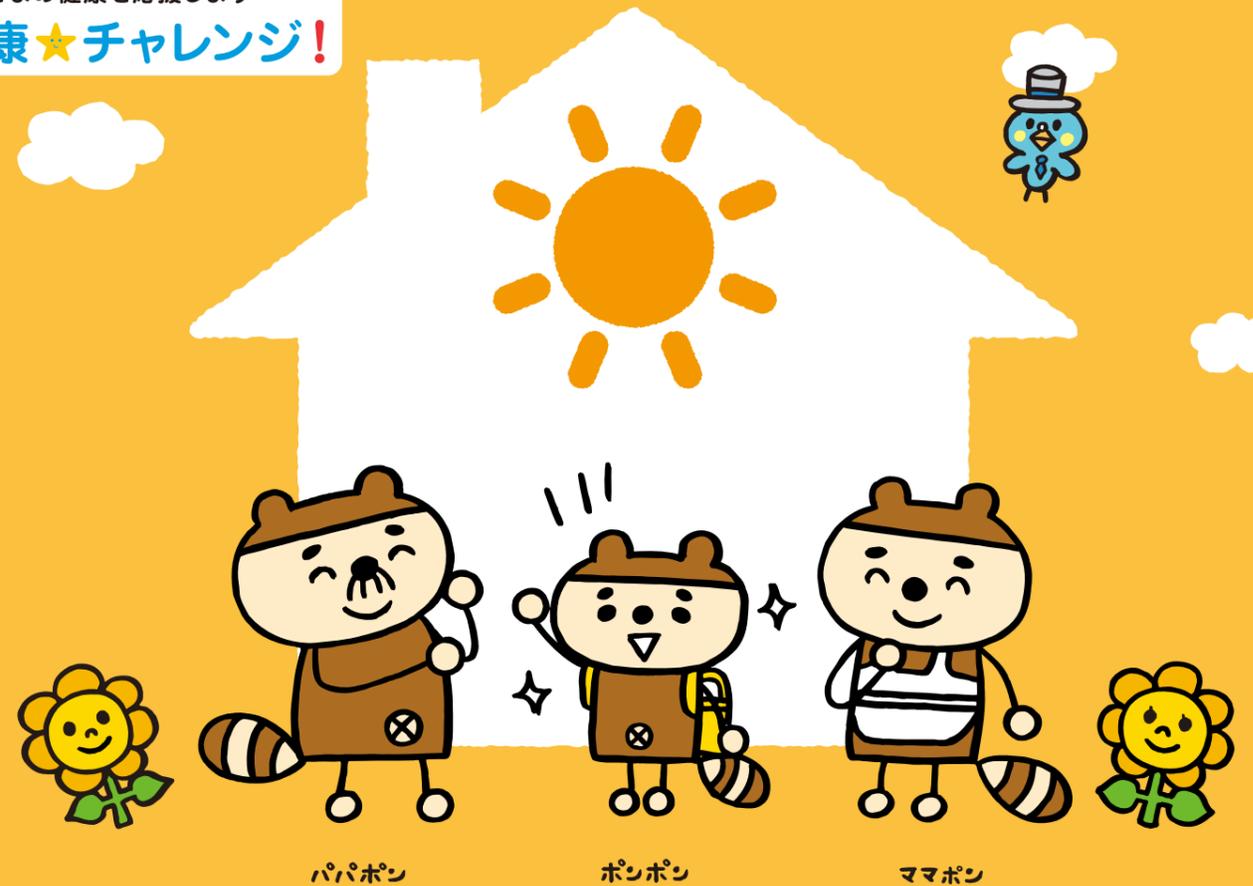
無配当 無解約返戻金型収入保障保険

ご契約に際しての重要事項(契約概要・注意喚起情報) 兼 商品パンフレット

2024年10月

お客さまの健康を応援します

健康★チャレンジ!



- ◆本資料は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただけますようお願いいたします。
- ◆本商品のご検討・お申し込みの際には、必ず「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- ◆本商品はSOMPOひまわり生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。
- ◆株式会社みずほ銀行はSOMPOひまわり生命保険株式会社の募集代理店です。

募集代理店

引受保険会社

MIZUHO

みずほ銀行

SOMPOひまわり生命

元気に過ごせていれば、今までどおりの生活を維持で
もしものことがあったら…働けない状態になったら…

きますが、
あなたやご家族の生活はどうなるでしょうか？

もしものこと があったら…

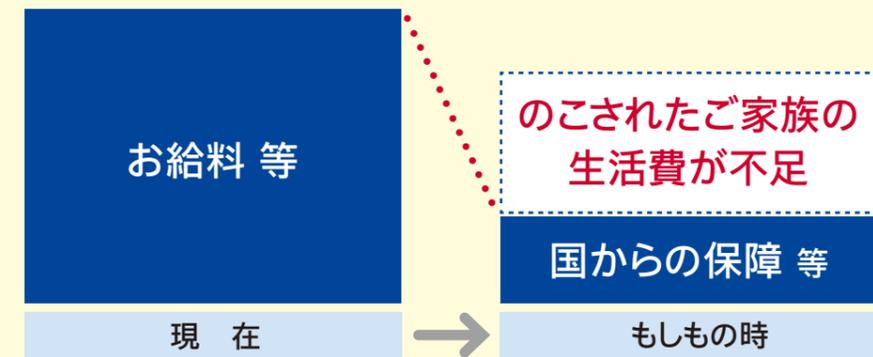
国からの保障等がありますが、
のこされたご家族の生活費は今までど
おり必要となるため、収入が不足する可能性があります。



支出



収入

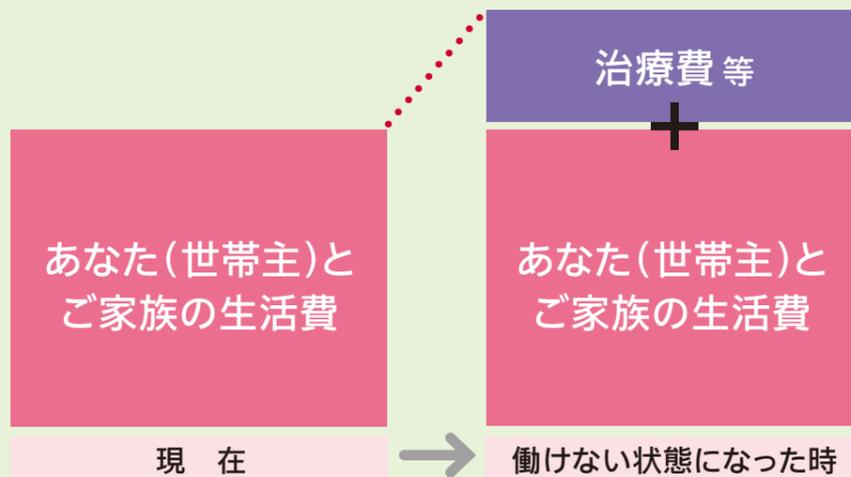


働けない状態 になったら…

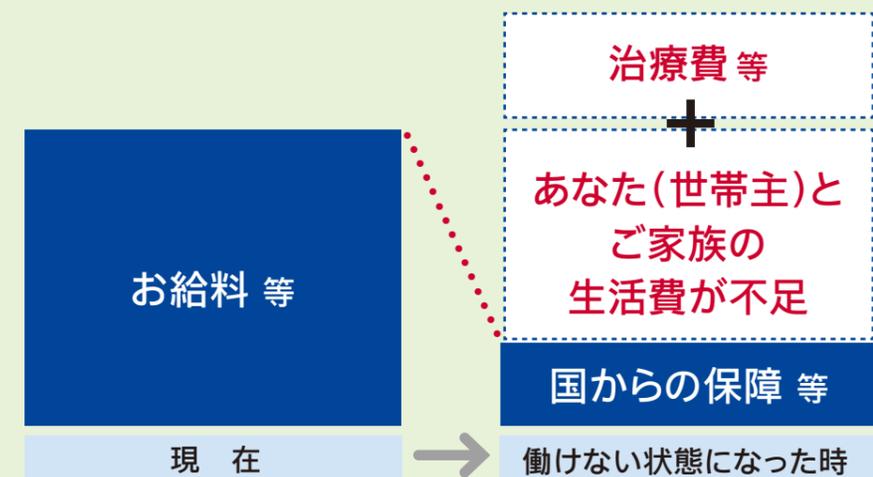
国からの保障等がありますが、収入は
減少します。さらに今までの生活費に加えて
治療費等が必要となる場合がありま
す。ご家族が看病をする可能性もあり、
働きたくても働けない状況も考えなく
てはなりません。



支出



収入



じぶんと家族のお守り

なら、もしもの時に、
さらにオプションを

のこされたご家族の生活を毎月サポートします。
付加すれば、働けない状態等になった時も手厚くサポートします。

特徴
1

万一、死亡された(所定の高度障害状態となった)場合、**遺族年金(高度障害年金)**を保険期間満了まで毎月受け取れます。

この保険には満期保険金および配当金はありません。また、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

オプション

特徴
2

就労不能状態・メンタル疾患・七大疾病等に備えることができます。

- 七大疾病・就労不能保険料免除 特約
- 無解約返戻金型就労不能保障特約
- 無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約

詳しくは、5~7ページをご覧ください。

オプション

特徴
3

「健康体料率特約」により所定の条件を満たした場合、保険料が**通常の保険料に比べて割安**になります。

健康体料率特約

詳しくは、16ページをご覧ください。

もしもの時

遺族年金

高度障害年金

主契約 無配当 無解約返戻金型 収入保障保険

万一、死亡された(所定の高度障害状態となった)場合、**遺族年金(高度障害年金)**を保険期間満了まで毎月受け取れます。

遺族年金(高度障害年金)は保険期間中毎月お支払いします。そのため毎月の年金月額が変わりませんが、亡くなった月(所定の高度障害状態になった月)によりお受け取りいただく期間と遺族年金(高度障害年金)の総額が変わります。したがって保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。

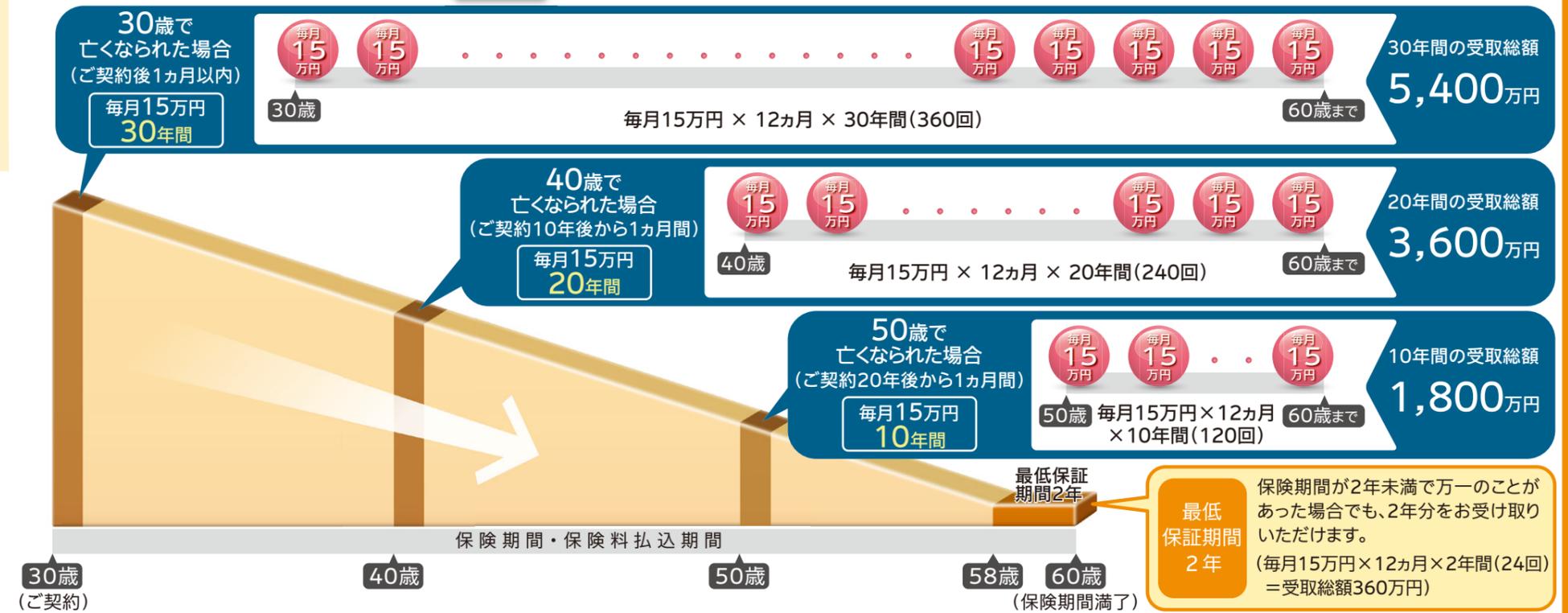
例1 ご契約直後に亡くなられた時
15万円×360ヵ月=5,400万円

例2 ご契約1ヵ月後に亡くなられた時
15万円×359ヵ月=5,385万円

【遺族年金(高度障害年金)受取総額イメージ図】

ご契約例

被保険者: 30歳男性 基準年金月額: 15万円 保険期間・保険料払込期間: 60歳まで(30年間) 最低保証期間: 2年



※万一の時に受け取りいただく毎月の年金は、雑所得として源泉徴収の対象となる場合があります。このため、実際にお受け取りになる金額が上記よりも少なくなる場合がありますので、詳しくは39ページの「年金等の税法上のお取り扱い」をご覧ください。

オプションで安心をプラス

保険料免除

オプション

1 七大疾病・就労不能保険料免除特約

七大疾病により所定の事由に該当した場合等に、保険料のお払い込みを免除します。

詳しくは 5ページ

【イメージ図】



就労不能

就労不能年金

オプション

2 無解約返戻金型就労不能保障特約

障害等級1級または2級と認定され、障害基礎年金の受給権が生じた場合等に、**就労不能年金**を受け取れます。

詳しくは 6ページ

【イメージ図】



オプション 2 はオプション 1 との同時付加が必要です。

生活サポート

生活サポート年金

オプション

3 無解約返戻金型メンタル疾患保障付 七大疾病保障特約

メンタル疾患や七大疾病により所定の事由に該当した場合に、**生活サポート年金**を受け取れます。

詳しくは 7ページ

【イメージ図】



オプション 3 はオプション 1 との同時付加が必要です。

保険料が割安になるチャンス

健康体料率特約

お客さま(被保険者)の喫煙状況や健康状態等が、S O M P O ひまわり生命の定める基準に適合する場合に、割安な保険料でお申し込みいただけます。

詳しくは 16ページ

喫煙者健康体保険料率

非喫煙者標準体保険料率

非喫煙者健康体保険料率

オプション① 保険料免除 【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

次のいずれかに該当した場合、以後の保険料のお払い込みは必要ありません。

保険料払込免除事由

1 七大疾病により所定の事由に該当した時

詳しくは11ページをご覧ください。➡

2 国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じた時

詳しくは9ページをご覧ください。➡

3 SOMPOひまわり生命所定の就労不能状態に該当した時

詳しくは12～14ページをご覧ください。➡

- 責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中に保険料払込免除事由に該当された時保険料のお払い込みを免除します。
- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更または国民年金法の改正が行われた時主務官庁の認可を得て、将来に向かって保険料払込免除事由が変更となることがあります。

オプション② 就労不能 【無解約返戻金型就労不能保障特約】

次のいずれかに該当した場合、特約の保険期間満了まで毎月、就労不能年金を受け取れます。*1*2

オプション②はオプション①との同時付加が必要です。

お支払事由

1 国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され、障害基礎年金の受給権が生じた時

詳しくは9ページをご覧ください。➡

2 SOMPOひまわり生命所定の就労不能状態に該当した時

詳しくは12～14ページをご覧ください。➡

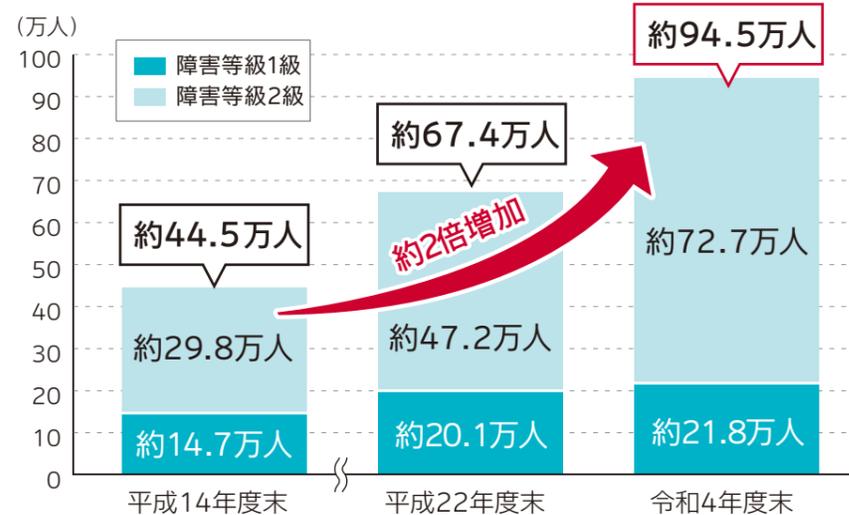
例 就労不能年金月額:15万円
最低保証期間:2年(主契約と同一)



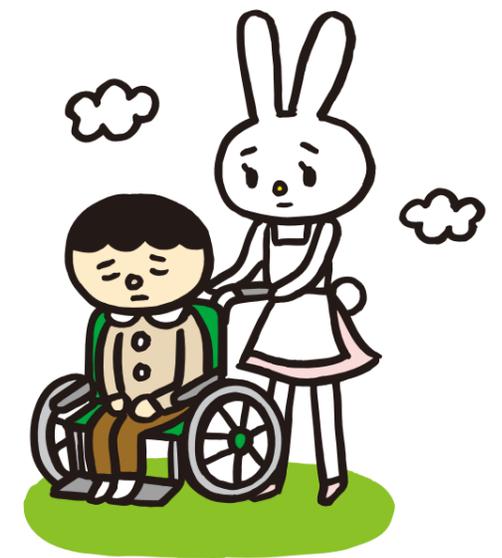
- *1 毎月の年金月額は変わりませんが、お支払事由に該当した月により、お受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。(保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少します。)
- *2 第1回の就労不能年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による就労不能年金はお支払いしません。

- 責任開始期以後に発病した病気または発生した傷害を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当された時お支払いします。
- 就労不能年金のお支払いには保証期間があります。特約の保険期間の満了直前にお支払事由に該当した時でも、保証期間分の年金をお支払いします。保証期間は主契約の最低保証期間と同一です。
- 被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、主契約の遺族年金または高度障害年金が支払われる場合には、その後の就労不能年金はお支払いしません。
- この特約の給付にかかわる国民年金法の改正が行われた時主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

参考 障害基礎年金1級・2級 受給者数の推移



厚生労働省「厚生年金保険・国民年金事業年報」
※20歳前障害による受給者を除きます。



オプション③ 生活サポート 無解約返戻金型 メンタル疾患保障付七大疾病保障特約

次のいずれかに該当した場合、特約年金支払期間（2年間または5年間）満了まで毎月、**生活サポート年金**を受け取れます*。

オプション③はオプション①との同時付加が必要です。

- お支払事由**
- 1 七大疾病により所定の事由に該当した時
詳しくは11ページをご覧ください。➡
 - 2 SOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院した時
詳しくは15ページをご覧ください。➡

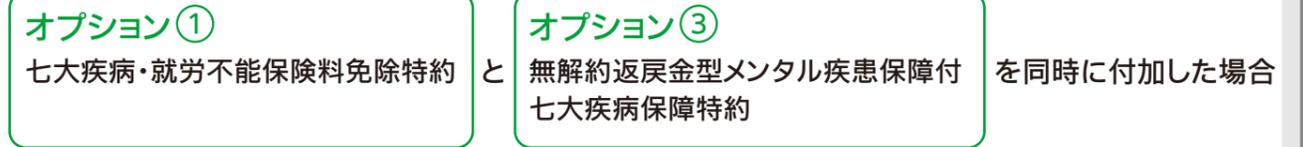


- * 毎月年金としてお受け取りいただくかわりに年金現価の全部または一部を一括して受け取ることもできます。第1回の生活サポート年金をお支払いした後、新たなお支払事由に該当しても、その請求による生活サポート年金はお支払いしません。
- 責任開始期以後に発病した病気を直接の原因として、保険期間中にお支払事由に該当された時お支払いします。
- SOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患により入院を開始した場合でも、退院により入院が60日継続していない時は、生活サポート年金はお支払いしません。ただし、退院日の当日または翌日に転入院または再入院した場合、転入院または再入院を証明する書類がある時は、継続した入院とみなします。

- 被保険者が死亡し、または主契約の高度障害年金が支払われる場合、この特約は消滅します。年金支払期間中に、受取人が死亡または所定の高度障害状態に該当した場合には、未支払分の年金現価を一時にお支払いします。
- 特約年金支払期間満了後、本特約は消滅します。
- 生活サポート年金が支払われる場合には、以後のこの特約の保険料のお払い込みは必要ありません。詳しくは8ページ「オプション①とオプション③の保険料払込免除について」をご覧ください。
- この特約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた時主務官庁の認可を得て、将来に向かってお支払事由が変更となることがあります。

オプション①とオプション③の保険料払込免除について

⚠ オプション①「七大疾病・就労不能保険料免除特約」とオプション③「無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約」を同時に付加した時、オプション③のみ保険料のお払い込みが不要となる場合があります。



七大疾病により所定の状態に該当

オプション①の保険料払込免除事由に該当するため、主契約・オプション①③の保険料のお払い込みが免除されます。



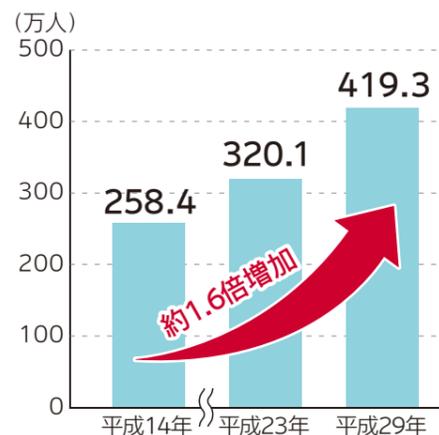
SOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院

オプション①の保険料払込免除事由に該当しないため、オプション③のみ次回以降の保険料のお払い込みは不要です。

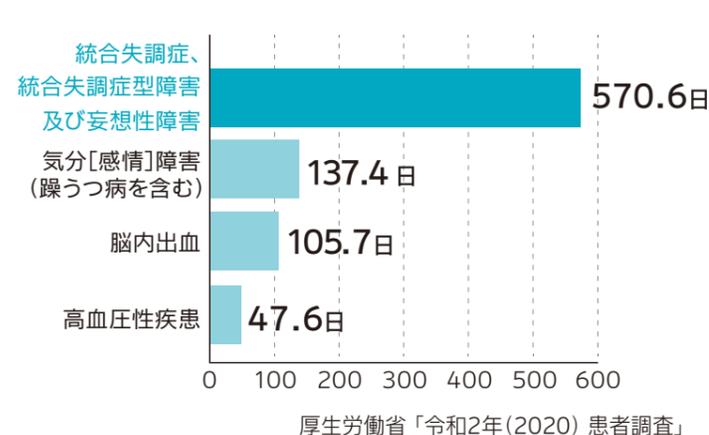


参考 ご存知ですか?精神疾患や七大疾病に関するデータ

精神疾患を有する総患者数の推移



退院患者平均在院日数*



厚生労働省「患者調査」より作成
※平成23年の調査では宮城県の一部と福島県を除きます。

*「平均在院日数」とは、1回の入院における平均日数であり、疾患別の完治までの平均入院日数ではありません。

国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態

■ 国民年金法施行令別表

障害の程度	障害の状態
1級	1 次に掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが100 デシベル以上のもの
	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
	4 両上肢の全ての指を欠くもの
	5 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
	7 両下肢を足関節以上で欠くもの
	8 体幹の機能に座っていることができない程度または立ちあがることができない程度の障害を有するもの
	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの※
	11 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1 次に掲げる視覚障害 ・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2 両耳の聴力レベルが90 デシベル以上のもの
	3 平衡機能に著しい障害を有するもの
	4 そしゃくの機能を欠くもの
	5 音声または言語機能に著しい障害を有するもの
	6 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの
	7 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障害を有するもの
	8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの
	9 一上肢の全ての指を欠くもの
	10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
	11 両下肢の全ての指を欠くもの
	12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの
	13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害または長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの※
	17 身体の機能の障害もしくは病状または精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

備考 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

※障害等級1級の第10号および2級の第16号は「精神障害の状態」に該当し、「七大疾病・就労不能保険料免除特約」「無解約返戻金型就労不能保障特約」の保障の対象外となります。

☑ 障害の状態 (公財)生命保険文化センター「ねんきんガイド」(2023年7月改訂版)

障害等級1級	障害等級2級
他人の介助を受けなければほとんど日常生活を送ることができない状態	必ずしも他人の助けが必要ではないが、日常生活が困難で労働することができない状態

参考 障害年金を受給するまでの流れ

☑ 障害年金を受給するための要件

障害年金を受給するためには、「①初診日の要件」「②障害認定日における障害状態の要件」「③保険料納付要件」の全てを満たす必要があります。

障害基礎年金

- ①初診日に国民年金の被保険者であること*
- ②障害認定日に障害等級1級・2級に該当すること
- ③保険料納付要件を満たしていること

障害厚生年金

- ①初診日に厚生年金の被保険者であること
- ②障害認定日に障害等級1級・2級・3級に該当すること
- ③保険料納付要件を満たしていること

● 初診日と障害認定日とは(上記①と②)

初診日とは、障害の原因となった病気やケガをし、かつ、その病気またはケガおよびこれらに起因する病気について、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日のことです。また、障害認定日とは原則として初診日から1年6ヵ月後のことをいいます。ただし、手足の切断等、回復の見込みがなくなったと判断された場合、その日が障害認定日となります。

*20歳前や、60歳以上65歳未満(年金制度に加入していない期間)で、日本国内に住んでいる間に初診日がある時も含まれます。

● 保険料納付要件とは(上記③)

初診日がある月の2ヵ月前までに、次の2つのいずれかを満たす必要があります。

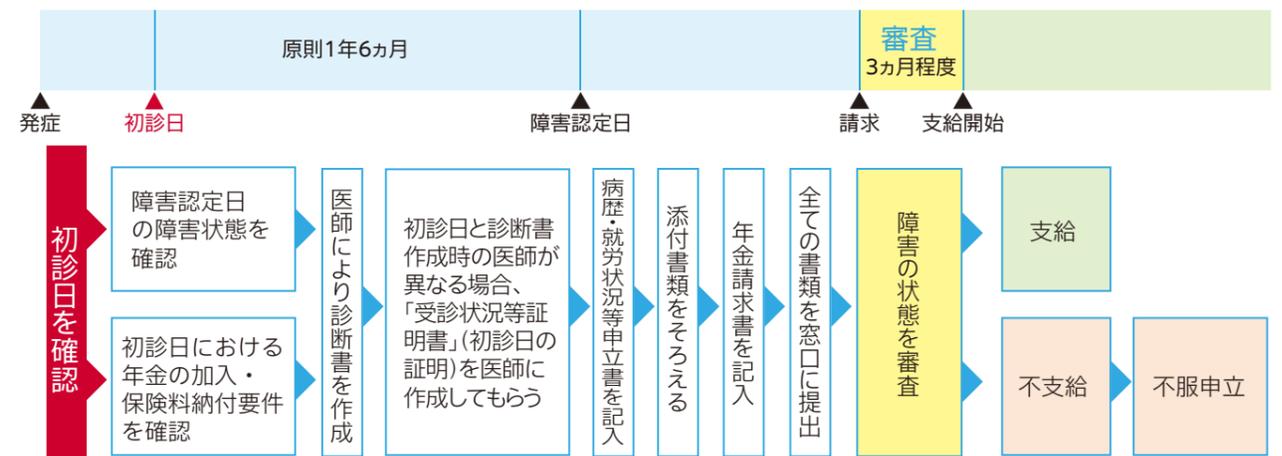
- ・被保険者期間の2/3以上が保険料納付済期間(免除期間含む)であること
- ・直前1年間に保険料未納がないこと(初診日に65歳未満・2026年3月までの特例)

CHECK!

障害年金においては初診日は非常に重要です。例えば、子どもの頃の病気等が原因で障害状態になった場合には、その当時に初めて病院等に行った日が初診日となります。大人になってから病名等を告げられた病院等に初めて行った日が初診日となる訳ではありませんので、注意が必要です。

☑ 障害年金の請求手続きの流れ

(例)



七大疾病および所定の事由とは

オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

オプション③【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の

対象となる七大疾病および所定の事由

七大疾病	所定の事由
がん(悪性新生物)	被保険者が責任開始期前を含めて、初めてがん(悪性新生物)と医師により診断確定された時 (上皮内がん・悪性黒色腫以外の皮膚がん・責任開始日から90日以内に診断確定された乳がんを除く) 例えば… 責任開始期以後に初めて胃がんと診断確定された
急性心筋梗塞 *虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞(狭心症等を除く)	被保険者が急性心筋梗塞を発病し、次のいずれかに該当した時 ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上労働の制限を必要とする状態が継続したと医師により診断された時 ②急性心筋梗塞の治療を直接の目的として所定の手術を受けた時 例えば… 急性心筋梗塞により、冠動脈ステント留置術を受けた
脳卒中 *脳血管疾患のうち、くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞	被保険者が脳卒中を発病し、次のいずれかに該当した時 ①初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師により診断された時 ②脳卒中の治療を直接の目的として所定の手術を受けた時 例えば… 脳梗塞により、病院で診察を受けてから60日を経過した後も手足に麻痺が残存していると、検査により診断された
慢性腎不全	被保険者が慢性腎不全を発病し、次のいずれかに該当した時 ①慢性腎不全により永続的な透析療法を開始した時 ②慢性腎不全の治療を直接の目的として腎臓移植術(自家移植を除く)を受けた時 例えば… 糖尿病性腎症により慢性腎不全を発症し、腎臓移植術を受けた
肝硬変	被保険者が肝硬変を発病し、次のいずれかに該当した時 ①肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤が破裂したと医師により診断された時 ②肝硬変により生じた食道静脈瘤または胃静脈瘤の治療を直接の目的として所定の手術を受けた時 ③肝硬変の治療を直接の目的として肝臓移植術(自家移植を除く)を受けた時 例えば… 肝硬変により食道静脈瘤を発症し、内視鏡的食道静脈瘤結紮術を受けた
糖尿病	被保険者が糖尿病を発病し、次のいずれかに該当した時 ①糖尿病により糖尿病性網膜症を発病し、その治療を直接の目的として網膜または硝子体に対する手術を初めて受けた時 ②糖尿病により上肢または下肢に生じた糖尿病性壊疽の治療を直接の目的として1手の1手指以上または1足の1足指以上についての切断術を受けた時 例えば… 糖尿病性壊疽の状態となり、足関節以下で四肢切断術を受けた
高血圧性疾患	被保険者が高血圧性疾患を発病し、次のいずれかに該当した時 ①高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離が破裂したと医師により診断された時 ②高血圧性疾患により生じた大動脈瘤または大動脈解離の治療を直接の目的として所定の手術を受けた時 例えば… 高血圧により大動脈瘤が破裂したため人工血管置換術を受けた

SOMPOひまわり生命所定の就労不能状態とは

オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

オプション②【無解約返戻金型就労不能保障特約】の対象となるSOMPOひまわり生命所定の就労不能状態*

*詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害 1

心臓の病気

- 心臓移植術を受けた
- 人工心臓を装着した
- CRT(心臓再同期医療機器)またはCRT-D(除細動器機能付き心臓再同期医療機器)を装着した



例えば…

心筋症により、人工心臓を装着する手術を受けた

腎臓の病気

- 永続的な透析療法を開始した
- 腎臓移植術(自家移植は除きます)を受けた



例えば…

IgA腎症により慢性腎不全を発症しており、永続的に週3回程度の血液透析を実施している

人工肛門の造設

[人工肛門を永久的に造設し、かつ、以下のいずれかにあてはまる]

- 人工ぼうこうを永久的に造設または尿路変更術を受けた
- 完全排尿障害(カテーテル留置または自己導尿の常時施行を必要とする)状態にある



例えば…

大腸がんのぼうこう浸潤により、人工肛門および人工ぼうこうを造設した

所定の疾患等による障害 2 回復の見込みのない状態

呼吸器の病気

常時の酸素療法が必要であり、常時の酸素療法を施行している



例えば…

肺気腫により慢性呼吸不全となり、常時、酸素療法(カニューレやマスク等を用いて体内に適量の酸素を投与する治療法)を行っている

心臓の病気

- 心臓に人工弁を置換した*1
- 恒久的心臓ペースメーカーを装着した*2

*1 生体弁の移植を含み、人工弁を再置換する場合および既に人工弁を置換した部位とは異なる部位に人工弁を置換する場合は含みません。

*2 心臓ペースメーカーを一時的に装着した場合および既に装着した恒久的心臓ペースメーカーまたはその付属品を交換する場合は含みません。

例えば…

大動脈弁狭窄症に対して、人工弁置換術を行ったことにより、軽い家事などの軽労働や事務等の座業ができない

肝臓の病気

肝硬変により、腹水または肝性脳症の臨床所見がある



例えば…

肝硬変により、腹水貯留の状態と診断された

SOMP Oひまわり生命所定の就労不能状態とは

オプション①【七大疾病・就労不能保険料免除特約】

オプション②【無解約返戻金型就労不能保障特約】の対象となるSOMP Oひまわり生命所定の就労不能状態*

*詳しくは約款別表「就労不能状態」をご覧ください。

所定の疾患等による障害 2 回復の見込みのない状態

血液・造血器の病気

以下の疾患で血液数値が所定の異常値を示している

- 再生不良性貧血等の難治性貧血群に分類される疾患
- 血友病等の出血傾向群を伴う疾患
- 白血病等の血液のがん(造血器腫瘍群)

例えば…

骨髄異形成症候群により、ヘモグロビンや血小板数等の所定の血液数値異常を示している

悪性新生物

悪性新生物で血液数値が次の全てに該当する

- 赤血球数が250(万/mm³)未満のもの
- 血色素量が8(g/dl)未満のもの
- ヘマトクリットが20%未満のもの
- 総蛋白が4(g/dl)未満のもの

例えば…

胃がんによる出血のために貧血状態となり、赤血球数等の所定の血液数値異常を示している

耳の障害 回復の見込みのない状態

[両耳の聴力に著しい障害を残す状態]

- 両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- 両耳の聴力レベルが80デシベル以上で、かつ、最良語音明瞭度が30%以下のもの



例えば…

耳硬化症により難聴状態となり、補聴器を着けていても他人の会話が聞き取れない

眼の障害 回復の見込みのない状態

[両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態]

- メガネ・コンタクトレンズ等を装着したきょう正視力を測定し、視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの、または、視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- I/2の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内のもの
- ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- 視野狭さくによる視力障害、および眼瞼下垂による視力・視野障害を除く



例えば…

緑内障で視野が狭くなり、1人で外出することが困難になっている

平衡機能の障害 回復の見込みのない状態

[平衡機能に著しい障害を残す状態]

脳または内耳の器質的異常によるもので、四肢体幹に器質的異常がない場合に他覚的に平衡機能障害を認め、開眼で起立・立位保持が不能、または開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるをえない程度の状態

例えば…

メニエール病により、転倒したりよろめいたりせずにまっすぐ10メートル以上歩くことができない

言語機能の障害 回復の見込みのない状態

[言語機能に著しい障害を残す状態]

語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷または発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意思疎通が困難な状態



例えば…

脳内出血により失語症を発症したため、意思疎通の際は身振り、手振りにて補助を必要としている

上・下肢の障害 1

- 両手の第1指(母指)を失い、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)を失ったもの
- 1手の5手指を失ったもの
- 10足指を失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったもの

上・下肢の障害 2 回復の見込みのない状態

- 1上肢の機能に著しい障害を残すもの
- 1手の5手指の機能に著しい障害を残すもの
- 両手の第1指(母指)の機能に著しい障害を残し、かつ、両手の第2指(示指)または第3指(中指)の機能に著しい障害を残すもの
- 1下肢の機能に著しい障害を残すもの
- 両上肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 両下肢の機能に相当程度の障害を残すもの
- 1上肢および1下肢の機能に相当程度の障害を残すもの

※著しい障害や、相当程度の障害とは関節の運動範囲の制限や、筋力の低下が所定の状態以下になっている状態等をいいます。

SOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患とは

オプション③【無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約】の
対象となるSOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患の代表的な病名

- 統合失調症
- うつ病
- 双極性感情障害
- パニック障害
- 心身症
- 不安神経症
- 摂食障害



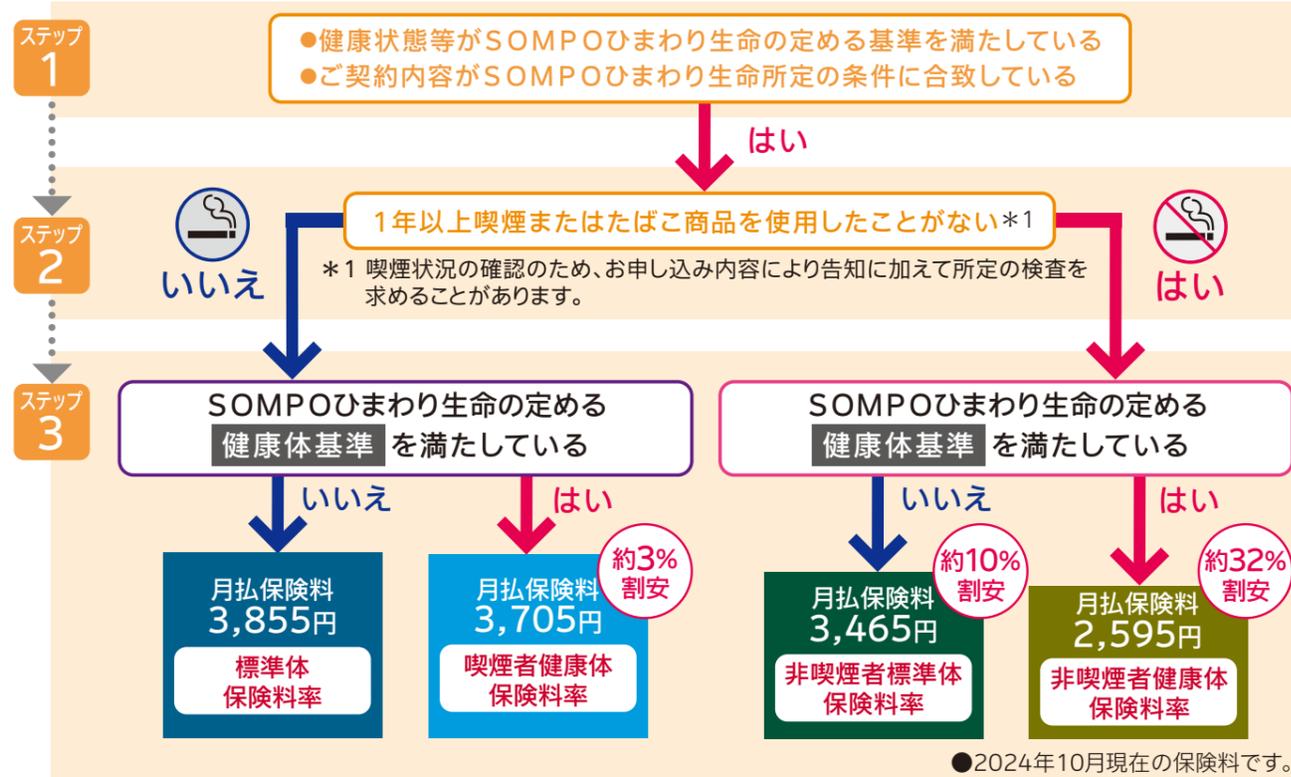
どんな状態? >>> SOMPOひまわり生命所定のメンタル疾患により60日以上継続して入院した時

例えば... >>> 統合失調症により医師の指示を受け、継続して60日間、入院をした

お客さま(被保険者)の喫煙状況や健康状態等が、
SOMPOひまわり生命の定める基準に適合する場合に、
割安な保険料でお申し込みいただけます。

- 健康状態等がSOMPOひまわり生命の定める基準を満たしていない場合、健康体料率特約は適用できません。その場合、通常の保険料や特別条件付きでのご契約のお引き受けとなる場合およびご契約自体をお引き受けできない場合もあります。
- 告知書扱でのお申し込みの場合、健康体料率特約は適用できません。

例)30歳男性 基準年金月額:15万円 保険期間・保険料払込期間:60歳まで 最低保証期間:2年
平準払込方式 保険料払込方法:口座振替月払



割安になる率はお申し込みのご契約内容・ご加入の年齢等によって異なります。

健康体基準

「健康体」は下記項目の両方を満たしているうえで、医師の診査結果等がSOMPOひまわり生命の定める範囲内である必要があります。

CHECK1 「体 バランス」 BMI値(肥満度)は下記の範囲内ですか?

18.0 < BMI*2 < 27.0 (男女・年齢問わず)

*2 BMIとは「ボディ・マス・インデックス」の略称です。
BMI = 体重(kg) ÷ {身長(m)}²

■BMI値範囲内の身長・体重の目安

身長(cm)	145	150	155	160	165	170	175	180	185	190
最低体重(kg以上)	38	41	44	47	50	53	56	59	62	65
最高体重(kg以下)	56	60	64	69	73	78	82	87	92	97

CHECK2 「血圧」

血圧値は下記の範囲内ですか?

最高血圧値

140mmHg未満

最低血圧値

90mmHg未満

SOMPOひまわり生命の定める健康体基準に適合しないからといって、その方が健康ではないということではありません。

- ご契約時に告知いただいた内容が、事実と異なる場合には、ご契約または特約を解除することがあります。また、以後のご契約のお引き受けをお断りする場合があります。
- なお、いただいた告知に関して、ご契約後に告知内容の確認や追加の検査を求める場合がありますのでご了承ください。
- 検査の結果によっては、健康体料率特約が適用できない場合があります。

健康☆チャレンジ! 制度(保険料率変更)

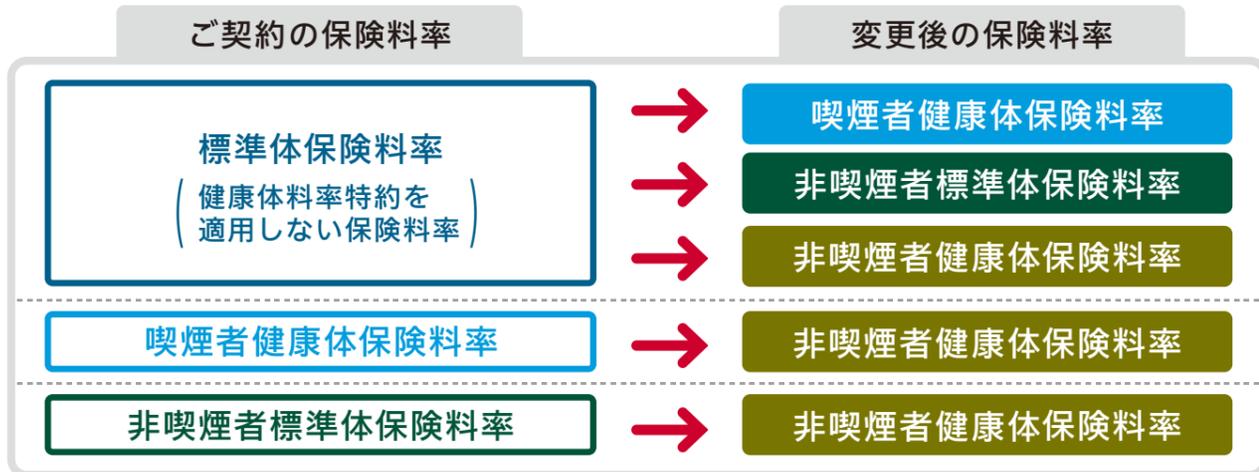
保険料が割安になると共に 健康チャレンジ祝金をお受け取りいただけるチャンスがあります!

●健康チャレンジ祝金とは、保険料率を変更する場合に、健康体料率特約(主契約用)に基づき保険料差額相当額を精算するものです。

★ 保険料が割安になるチャンス!

ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態等が改善され、S O M P O ひまわり生命の定める基準*に適合した場合、下記のお取り扱いができます。

* S O M P O ひまわり生命の定める基準については、16ページをご覧ください。



●保険料率変更のお申し出の結果、S O M P O ひまわり生命の定める基準に適合しない等、上記お取り扱いができない場合でも、ご契約の保険料率は変わりません。

★ さらに、健康チャレンジ祝金をお受け取りいただけるチャンス!

契約日に遡って計算した保険料差額相当額を健康チャレンジ祝金としてお受け取りいただくことができます。

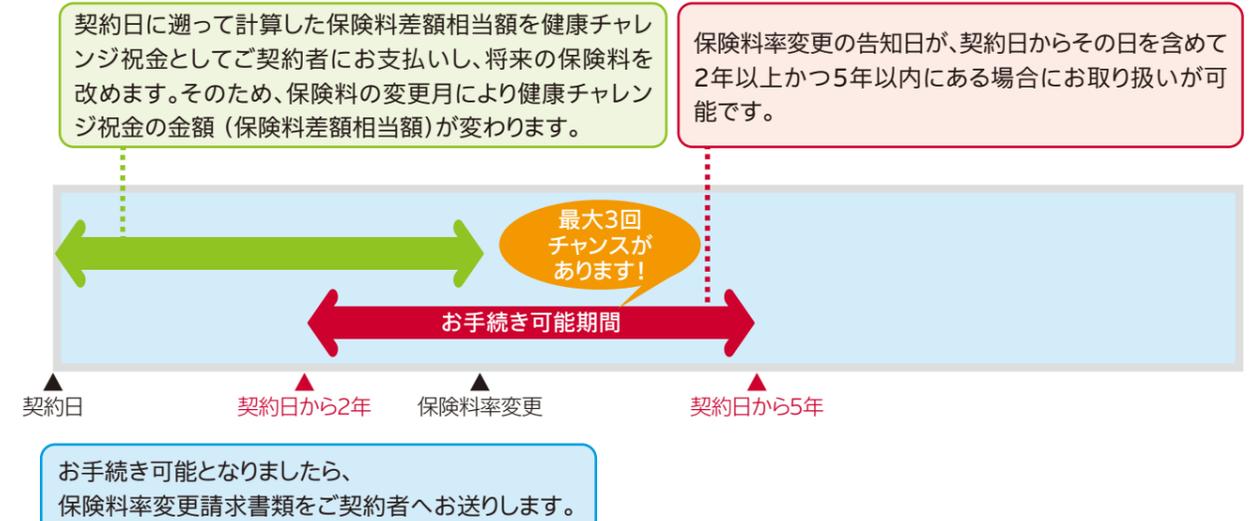
お手続きにあたっては、請求書、告知書(健康状態の告知)および所定の健康診断結果通知書等をご提出いただきます。なお、告知時点で14ヵ月以内に健康診断または人間ドックを受診されていない場合は、受診後にお手続きをお願いいたします。

! 健康☆チャレンジ! 制度の取り扱いにあたって、次の点についてご注意ください。

- 保険料率変更の告知日が、契約日からその日を含めて2年以上かつ5年以内にある場合にお取り扱いが可能です。
- 保険料率変更の告知日が、前回の保険料率変更のお申し出時の告知日から1年以内にある場合、お取り扱いできません。
- ご契約時に標準体のお引き受けとなった場合、その告知内容等により、お取り扱いができない場合があります。
- 保険料率変更のお申し出の際に、喫煙状況・血圧・BMI が改善されていても、健康状態等がS O M P O ひまわり生命の定める基準を満たさない場合には、お取り扱いできません。
- 保険料率変更の告知日に、特別条件付保険特約が適用されている場合、お取り扱いできません。
- S O M P O ひまわり生命の定める基準は、将来にわたって変更となる可能性があります。
- 健康☆チャレンジ! 制度の内容は保険種類によって異なります。

上記取り扱いは2024年10月現在の内容に基づいています。
詳細については、最寄りのS O M P O ひまわり生命の支社もしくは本社までご照会ください。

健康☆チャレンジ! 制度のイメージ



例えば...

■30歳(ご契約時) 男性
基準年金月額: 15万円 保険期間・保険料払込期間: 60歳まで
最低保証期間: 2年 平準払込方式 七大疾病・就労不能保険料免除特約: なし
保険料払込方法: 口座振替月払



【標準体保険料率から非喫煙者健康体保険料率にチャレンジ成功した場合】

◆ご契約後37ヵ月目の保険料から保険料率の変更が適用された場合

ご契約時の保険料率	ご契約時の保険料	変更後の保険料率	変更後の保険料
標準体保険料率	3,855円	非喫煙者健康体保険料率	2,595円

◆健康チャレンジ祝金の金額

$$\left(\begin{array}{|c|} \hline \text{ご契約時の} \\ \text{保険料} \\ \hline 3,855\text{円} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{変更後の} \\ \text{保険料} \\ \hline 2,595\text{円} \\ \hline \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{お払い込み} \\ \text{いただいた月数} \\ \hline 36\text{ヵ月} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{健康チャレンジ祝金} \\ \text{の金額} \\ \hline 45,360\text{円} \\ \hline \end{array}$$

2024年10月現在の保険料です。

●健康チャレンジ祝金の金額(保険料差額相当額)は、契約日における年齢、保険料率変更時の保険金額および保険料払込方法(回数・経路)をもとに計算します。

払込方式 ニーズに合わせてお選びいただけます。

ニーズに合わせて保険料の払込方式を「平準払込方式」と「逡減払込方式」の2つの払込方式からお選びいただけます。

平準払込方式

保険料が保険料払込期間を通じて変わらない払込方式です。

逡減払込方式

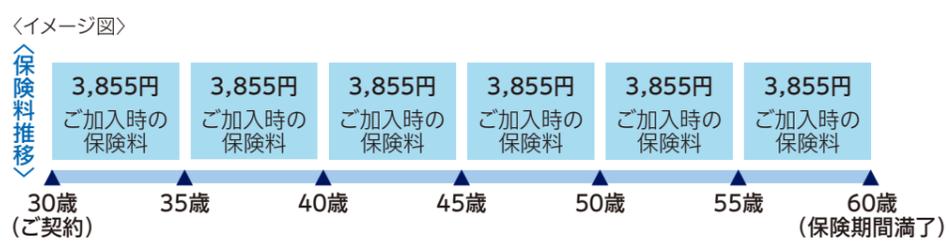
5年ごとにご加入時の保険料の5%相当額ずつ減少し、保険期間満了直前5年間はご加入時の保険料の50%相当額となる払込方式です。



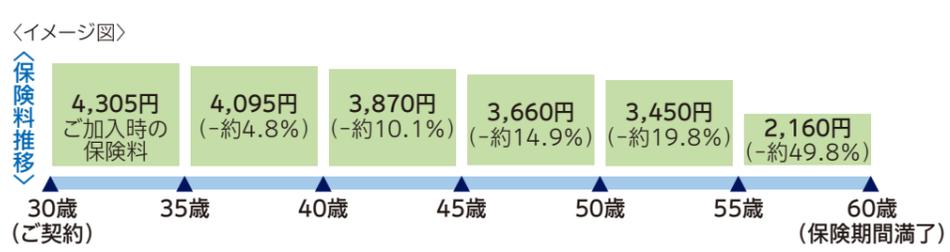
※保険料の払込方式はお申し込み時に設定いただきます。保険期間の途中での変更はできません。

ご契約例 30歳男性 基準年金月額：15万円 保険期間・保険料払込期間：60歳まで 最低保証期間：2年 七大疾病・就労不能保険料免除特約：なし 標準体保険料率 保険料払込方法：口座振替月払

「平準払込方式」
全保険期間(30年間)における払込保険料累計
1,387,800円



「逡減払込方式」
全保険期間(30年間)における払込保険料累計
1,292,400円



※保険期間満了直前5年間の保険料は、ご加入時の保険料の50%相当額となります。()はご加入時の保険料に対する減少割合です。(2024年10月現在)

⚠️ 逡減払込方式における保険料の減少割合(5%相当額および50%相当額)は基準年金月額・経過年数等によりそれぞれ5%および50%より少なくなるまたは多くなる場合があります。詳しくは、設計書等でご確認ください。

年金のお支払いには「最低保証期間」があります。

最低保証期間とは、保険期間の満了直前に死亡・所定の高度障害状態になられた時でも、年金のお支払いを保証する期間のことです。最低保証期間は2年(24回分)または5年(60回分)があり、「平準払込方式」は2年または5年からの選択、「逡減払込方式」は2年のみとなります。

保険料の払込方式	最低保証期間
平準払込方式	2年または5年
逡減払込方式	2年

ご活用法 ご加入後も柔軟に活用できます。

活用法 ① 「もしもの時」の状況に応じて、年金の受取方法を選択できます。

ご契約例 30歳男性 基準年金月額：15万円 保険期間・保険料払込期間：60歳まで 最低保証期間：2年 平準払込方式

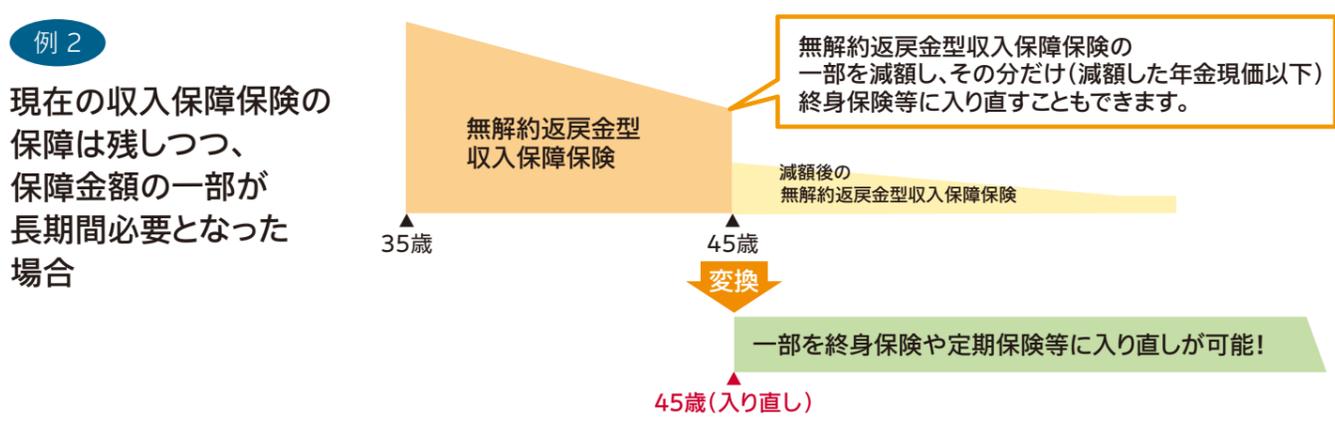
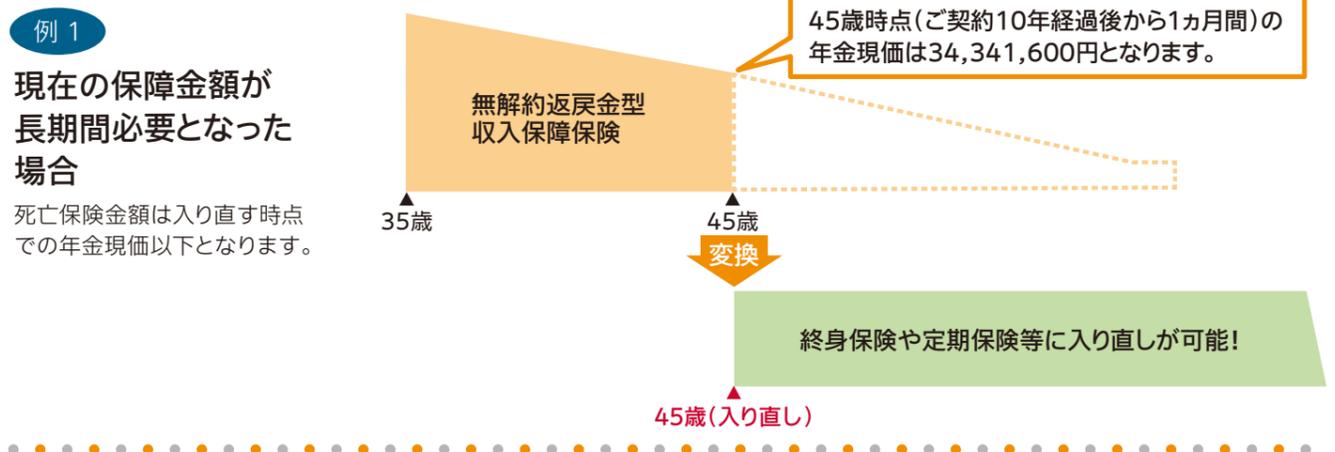
上記のご契約例において、30歳で亡くなられた場合(ご契約後1ヵ月以内)



*年金現価とは、将来に発生する利息を差し引いて算出した現在の保険契約の価値をいいます。

活用法 ② 保険期間中であれば、健康状態にかかわらず、一定条件のもと、無診査・無告知で終身保険または定期保険等に入り直すことが可能です。(変換制度)

例) 35歳男性 基準年金月額：20万円 保険期間：60歳まで



- 健康体料率特約が付加された契約が変換された場合、変換後の契約には健康体料率特約は付加されません。
- 変換後の契約の保険料は変換時点での年齢で計算します。
- 特別条件付保険特約が付加される契約はお取り扱いができない等、一定の制限があります。
- みずほ銀行では「定期保険」のみお取り扱いしています。

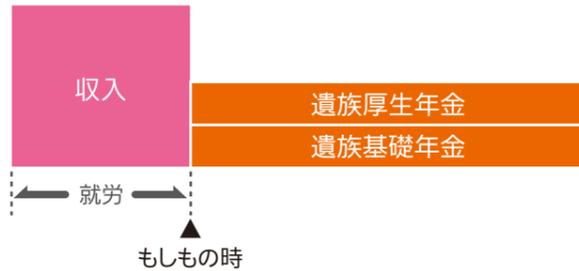
⚠️ 上記取り扱いは2024年10月現在の取扱規定に基づいています。S O M P O ひまわり生命の定める条件によりお取り扱いできない場合もございます。詳細については、お問い合わせ先までご照会ください。

もしもの時や働けない状態になった時の公的保障制度

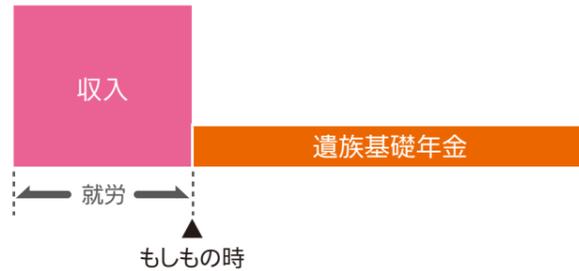
もしもの時

もしものことがあった時、のこされたご家族に「遺族年金」が支払われます。

●会社員・公務員等のイメージ



●自営業者等のイメージ



遺族基礎年金について

自営業者 会社員・公務員等

遺族基礎年金とは、自営業者・会社員・公務員等の方が亡くなった場合、のこされたご家族が「子のある配偶者」または「子」である場合に支給される遺族年金です。なお、「子」とは、18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満)までの子を含みます。

遺族厚生年金について

会社員・公務員等

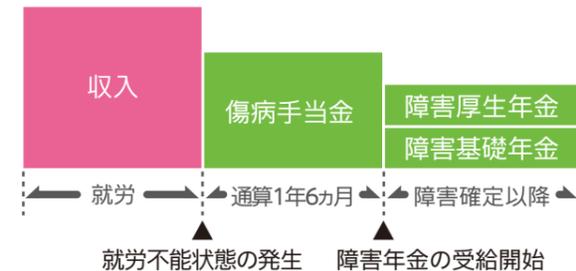
遺族厚生年金とは、会社員・公務員等の方が亡くなった場合、のこされた配偶者や子等に「遺族基礎年金」にプラスして支給される遺族年金です。

※詳しい受給資格要件等については、日本年金機構のホームページをご確認ください。

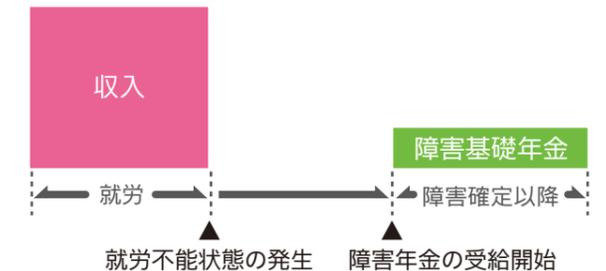
働けない状態になった時

働けない状態になった時、「傷病手当金」や「障害年金」が支払われることがあります。

●会社員・公務員等のイメージ



●自営業者等のイメージ



傷病手当金について

- 健康保険等にご加入の方が、業務外の病気やケガで4日以上連続して仕事を休み、給与の支払いがない場合に、4日目から通算で1年6ヵ月間にわたって、給与の約3分の2が支給される制度です。
- 一般的に、国民健康保険の加入者(自営業者等)には傷病手当金はありません。
- 加入している健康保険組合等によっては、付加給付により上乗せ給付がある場合があります。
- 公務員等の場合、計算基準が異なる場合があります。

障害年金について

- 国民年金や厚生年金にご加入の方が、障害認定日(原則として初診日から1年6ヵ月後)に法令で定める障害状態に該当していると認定された場合に支給される年金です。
- 障害年金には障害基礎年金、障害厚生年金の2種類がありますが、どの障害年金を受け取れるかは、初診日にどの年金制度に加入しているかによって異なります。
- 障害の程度によって障害等級が異なり(障害等級1級・2級・3級(厚生年金のみ))、障害年金の額は障害等級や職業、家族構成等によって異なります。

※詳しい受給資格要件等については、日本年金機構および全国健康保険協会等のホームページをご確認ください。

✓ 遺族年金支給額(概算額)早見表

単位:万円(千円未満は切捨てで表示しています)

自営業者等	月収にかかわらず一律		遺族基礎年金(a)						
			妻のみ		妻と子1人		妻と子2人		
			年額	月額	年額	月額	年額	月額	
		0	0	100.1	8.3	122.5	10.2		

会社員・公務員等	平均標準報酬月額	遺族厚生年金(b)		遺族基礎年金(a) + 遺族厚生年金(b)					
		年額	月額	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
				年額	月額	年額	月額	年額	月額
20万円	32.0	2.6	90.4	7.5	132.2	11.0	154.6	12.8	
30万円	48.0	4.0	106.4	8.8	148.2	12.3	170.6	14.2	
40万円	64.1	5.3	122.4	10.2	164.2	13.6	186.6	15.5	
50万円	80.1	6.6	138.4	11.5	180.3	15.0	202.6	16.8	

(2022年8月時点)

- 平均標準報酬月額とは、厚生年金加入期間の標準報酬月額の平均額(現在の価値に換算するため再評価率で修正)のことで、年金額の計算の基礎となるものです。
- 2003年4月から総報酬制が導入されていますが、賞与が一定割合(年間3.6ヵ月分)支給される前提においては「平均標準報酬月額」で近似値が求められるため、簡易的に「平均標準報酬月額」のみで年金額を算出しています。
- 現役会社員・公務員等の死亡時の遺族厚生年金については、加入期間300月が最低保障されるため、本資料についても300月加入の前提で年金額を算出しています。また、各年金の年額・月額は、計算上の値のそれぞれ千円未満を切捨てで記載している参考値のため、月額を12倍しても年額と合致しないこともあります。
- 本資料中の子とは、18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳未満)までの子を含みます。また、妻のみの遺族厚生年金には中高齢寡婦加算*(年額約58.3万円)を含めています。
- *中高齢寡婦加算とは、子のない40歳以上65歳未満の妻や、子が18歳到達年度の末日(障害等級1級・2級に該当する場合は20歳)を過ぎる等によって遺族基礎年金を受けられなくなった時点で40歳以上65歳未満の妻に加算されるものです。

✓ 障害年金支給額(概算額)早見表

単位:万円(千円未満は切捨てで表示しています)

自営業者等	障害基礎年金(a)					
	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
	年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級	97.2	8.1	119.6	9.9	141.9	11.8
障害等級2級	77.7	6.4	100.1	8.3	122.5	10.2

会社員・公務員等	平均標準報酬月額	障害厚生年金(b)		障害基礎年金(a) + 障害厚生年金(b)					
		年額	月額	妻のみ		妻と子1人		妻と子2人	
				年額	月額	年額	月額	年額	月額
障害等級1級	20万円	75.8	6.3	173.0	14.4	195.4	16.2	217.8	18.1
	30万円	102.5	8.5	199.7	16.6	222.1	18.5	244.5	20.3
	40万円	129.2	10.7	226.4	18.8	248.8	20.7	271.2	22.6
	50万円	155.9	12.9	253.1	21.0	275.5	22.9	297.9	24.8
障害等級2級	20万円	65.1	5.4	142.9	11.9	165.2	13.7	187.6	15.6
	30万円	86.5	7.2	164.2	13.6	186.6	15.5	209.0	17.4
	40万円	107.8	8.9	185.6	15.4	208.0	17.3	230.4	19.2
	50万円	129.2	10.7	207.0	17.2	229.4	19.1	251.7	20.9

(2022年8月時点)

- 障害厚生年金の計算においては、厚生年金の加入期間が最低300月分保障されるため、本資料の障害厚生年金についても加入期間を300月として計算しています。また、左記の「遺族年金支給額(概算額)早見表」と同様に、賞与が一定割合(年間3.6ヵ月分)支給される前提で、平均標準報酬月額のみを使用して簡易的に年金額を算出しています。
- 本資料の障害厚生年金の年金額には、一定の要件を満たす配偶者がいる場合の加給年金額(年額約22.3万円)を含んでいます。
- 子についての定義や端数処理等は左記の「遺族年金支給額(概算額)早見表」と同様です。

制作・監修:株式会社セールス手帖社保険FPS研究所

CHECK



「ねんきん定期便」を撮影するだけで、将来もらえる公的

年金の試算ができるツールをご用意しています!



月払保険料表

男性・口座振替扱

保険期間：60歳まで／保険料払込期間：60歳まで／基準年金月額：15万円

七大疾病・就労不能保険料免除特約なし

●平準払込方式／最低保証期間：2年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	3,825	3,705	3,435	2,685
30	3,855	3,705	3,465	2,595
35	4,080	3,930	3,660	2,730
40	4,305	4,170	3,930	2,925
45	4,275	4,155	3,915	2,985
50	3,825	3,735	3,510	2,790

●平準払込方式／最低保証期間：5年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	3,975	3,840	3,585	2,805
30	4,035	3,900	3,630	2,745
35	4,320	4,170	3,900	2,925
40	4,620	4,470	4,215	3,180
45	4,755	4,635	4,365	3,360
50	4,635	4,530	4,275	3,405

●通減払込方式／最低保証期間：2年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	4,305	4,185	3,885	3,030
30	4,305	4,170	3,885	2,910
35	4,560	4,380	4,110	3,060
40	4,860	4,695	4,410	3,300
45	4,950	4,830	4,545	3,465
50	4,890	4,770	4,485	3,570

- オプション②は無解約返戻金型就労不能保障特約です。
- オプション③は無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約(特約年金支払期間5年)です。
- オプション②・オプション③は七大疾病・就労不能保険料免除特約との同時付加が必要です。

男性・口座振替扱

保険期間：60歳まで／保険料払込期間：60歳まで／基準年金月額：15万円

七大疾病・就労不能保険料免除特約あり

●平準払込方式／最低保証期間：2年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体	オプション②	オプション③
					就労不能年金月額15万円	生活サポート年金月額15万円
25	3,975	3,840	3,570	2,790	1,545	3,345
30	4,020	3,870	3,600	2,700	1,785	4,095
35	4,275	4,110	3,840	2,865	1,905	5,085
40	4,530	4,365	4,125	3,075	1,980	6,405
45	4,470	4,365	4,110	3,135	2,040	8,160
50	4,005	3,915	3,690	2,925	2,085	10,260

●平準払込方式／最低保証期間：5年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体	オプション②	オプション③
					就労不能年金月額15万円	生活サポート年金月額15万円
25	4,140	3,990	3,720	2,910	1,575	3,345
30	4,215	4,065	3,795	2,865	1,815	4,095
35	4,530	4,350	4,095	3,060	1,965	5,085
40	4,875	4,710	4,425	3,330	2,055	6,405
45	4,995	4,875	4,590	3,525	2,160	8,160
50	4,860	4,755	4,470	3,570	2,310	10,260

●通減払込方式／最低保証期間：2年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体	オプション②	オプション③
					就労不能年金月額15万円	生活サポート年金月額15万円
25	4,455	4,305	4,020	3,135	1,740	3,750
30	4,485	4,320	4,035	3,030	1,995	4,560
35	4,755	4,575	4,275	3,195	2,130	5,670
40	5,085	4,905	4,620	3,450	2,235	7,200
45	5,175	5,040	4,740	3,615	2,355	9,405
50	5,070	4,965	4,665	3,705	2,625	12,945

※通減払込方式の最低保証期間は2年のみとなります。
※掲載以外の保険料については、みずほ銀行またはSOMP Oひまわり生命までお問い合わせください。

月払保険料表

女性・口座振替扱

保険期間：60歳まで／保険料払込期間：60歳まで／基準年金月額：15万円

七大疾病・就労不能保険料免除特約なし

●平準払込方式／最低保証期間：2年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	2,655	2,475	2,580	2,175
30	2,850	2,685	2,760	2,280
35	3,045	2,895	2,955	2,415
40	3,120	3,000	3,030	2,475
45	3,045	2,940	2,955	2,430
50	2,625	2,535	2,565	2,160

●平準払込方式／最低保証期間：5年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	2,760	2,580	2,685	2,265
30	2,970	2,805	2,880	2,385
35	3,210	3,060	3,105	2,565
40	3,300	3,195	3,225	2,655
45	3,330	3,225	3,255	2,700
50	3,120	3,015	3,045	2,580

●逓減払込方式／最低保証期間：2年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体
25	3,000	2,790	2,925	2,430
30	3,195	3,015	3,105	2,550
35	3,405	3,255	3,300	2,715
40	3,510	3,375	3,405	2,805
45	3,525	3,405	3,420	2,835
50	3,345	3,255	3,270	2,760

- オプション②は無解約返戻金型就労不能保障特約です。
- オプション③は無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約(特約年金支払期間5年)です。
- オプション②・オプション③は七大疾病・就労不能保険料免除特約との同時付加が必要です。

女性・口座振替扱

保険期間：60歳まで／保険料払込期間：60歳まで／基準年金月額：15万円

七大疾病・就労不能保険料免除特約あり

●平準払込方式／最低保証期間：2年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体	オプション② 就労不能年金 月額15万円	オプション③ 生活サポート年金 月額15万円
25	2,790	2,595	2,715	2,295	1,470	3,540
30	3,015	2,835	2,925	2,400	1,665	4,290
35	3,240	3,090	3,135	2,565	1,680	5,205
40	3,300	3,180	3,210	2,640	1,770	6,225
45	3,225	3,105	3,135	2,580	1,785	7,230
50	2,745	2,655	2,670	2,265	1,800	7,845

●平準払込方式／最低保証期間：5年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体	オプション② 就労不能年金 月額15万円	オプション③ 生活サポート年金 月額15万円
25	2,895	2,715	2,820	2,370	1,485	3,540
30	3,150	2,970	3,060	2,520	1,680	4,290
35	3,405	3,255	3,300	2,715	1,710	5,205
40	3,525	3,375	3,420	2,820	1,815	6,225
45	3,540	3,405	3,435	2,865	1,860	7,230
50	3,270	3,165	3,195	2,685	1,935	7,845

●逓減払込方式／最低保証期間：2年

(単位：円)

契約年齢(歳)	標準体	喫煙者健康体	非喫煙者標準体	非喫煙者健康体	オプション② 就労不能年金 月額15万円	オプション③ 生活サポート年金 月額15万円
25	3,135	2,925	3,045	2,550	1,635	3,990
30	3,345	3,165	3,255	2,685	1,860	4,800
35	3,600	3,420	3,480	2,865	1,890	5,805
40	3,720	3,555	3,600	2,970	1,995	6,990
45	3,705	3,585	3,600	2,985	2,070	8,355
50	3,480	3,375	3,405	2,865	2,295	9,945

※逓減払込方式の最低保証期間は2年のみとなります。
※掲載以外の保険料については、みずほ銀行またはS O M P O ひまわり生命までお問い合わせください。

(2024年10月現在)

保障内容

特約・その他

保険料表

契約概要

注意喚起情報

ご案内

契約概要

「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「契約概要」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と連絡先等

- **名称** S O M P O ひまわり生命保険株式会社
- **連絡先** S O M P O ひまわり生命カスタマーセンター 0120-563-506
受付時間 月曜日～金曜日9：00～18：00 土曜日9：00～17：00
(日曜日、祝日および12/31～1/3は営業していません)
- **公式ウェブサイト** <https://www.himawari-life.co.jp/>

2. 商品の特徴と仕組み

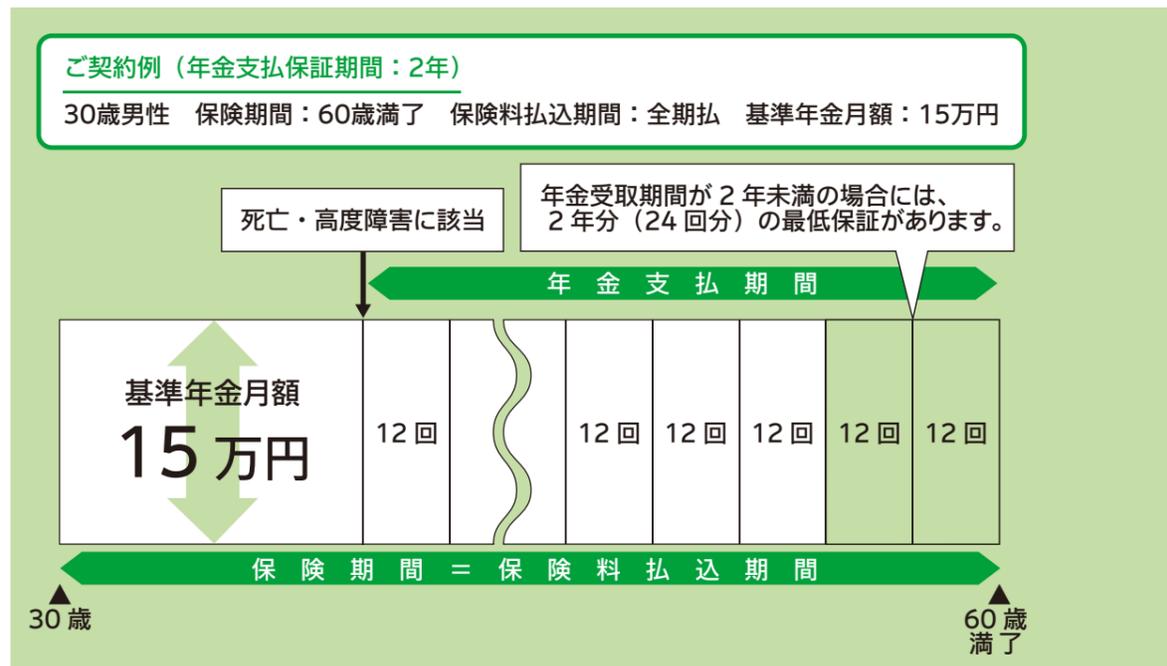
保険商品の名称

じぶんと家族のお守り（無配当 無解約返戻金型収入保障保険）

商品の特徴

- ・一定期間の万一の保障を年金として毎月受け取れます。
- ・満期保険金はありません。
- ・解約返戻金をなくし、保険料を割安に設定しています。

仕組図



ご注意ください

- ・お客さまのご契約の基準年金月額、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法、保険料等につきましては、実際にご契約いただく際の申込書、パンフレット、設計書にて必ずご確認ください。
- ・お仕事の内容・健康状態・保険ご加入状況等によっては、ご契約をお引き受けできない場合や保障内容を制限させていただく場合があります。

3. 保障内容

年金のお支払いについて

お支払いする年金	お支払事由
遺族年金	死亡した時
高度障害年金	所定の高度障害状態に該当した時

※遺族年金・高度障害年金は重複してお支払いしません。年金のお支払事由に該当し年金支払期間満了日まで年金が支払われた場合には、契約は消滅します。

保険料払込免除の対象となる事由

- ・ケガにより所定の身体障害状態に該当した時



ご注意ください

詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

4. 付加できる特則・特約

健康体料率特約（主契約用）

ご契約時の喫煙状況および健康状態等がS O M P O ひまわり生命の定める基準に適合する場合に、主契約の保険料が通常の保険料に比べて割安になります。
ご契約後の所定の期間内に喫煙状況または健康状態等が改善した場合、保険料率を変更することもできます。（健康☆チャレンジ！制度）

※「健康☆チャレンジ！制度」の内容は保険種類によって異なります。

七大疾病・就労不能保険料免除特約

次のいずれかに該当した時、以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- (1) 七大疾病*により所定の事由に該当した時
- (2) 国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じた時。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態は9ページをご覧ください。
- (3) 所定の就労不能状態に該当した時

*対象となる七大疾病とは、悪性新生物（上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がんは含みません。）、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患です。



ご注意ください

「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。

無解約返戻金型就労不能保障特約* <就労不能年金>

次のいずれかに該当した時、就労不能年金をお支払いします。

- (1) 国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態に該当していると認定され障害基礎年金の受給権が生じた時。ただし、精神障害の状態に該当している場合を除きます。国民年金法に基づく障害等級1級または2級の状態は9ページをご覧ください。
 - (2) 所定の就労不能状態に該当した時
- 年金支払期間中に、主契約の遺族年金または高度障害年金が支払われる場合には、その後の就労不能年金はお支払いしません。

*七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ、付加することができます。

○被保険者が死亡した場合、または主契約の高度障害年金が支払われた場合、この特約は消滅します。

無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約 *1 <生活サポート年金>

次のいずれかに該当した時、生活サポート年金をお支払いします。

- (1) 七大疾病 *2 により所定の事由に該当した時
- (2) 所定のメンタル疾患により 60 日以上継続して入院した時

*1 七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加する場合のみ、付加することができます。

*2 対象となる七大疾病とは、悪性新生物（上皮内がん、悪性黒色腫以外の皮膚がんは含みません。）、急性心筋梗塞、脳卒中、慢性腎不全、肝硬変、糖尿病、高血圧性疾患です。

○被保険者が死亡した場合、または主契約の高度障害年金が支払われた場合、この特約は消滅します。



ご注意ください

「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して 90 日経過後」に開始されます。

災害死亡特約 <災害死亡保険金、災害高度障害保険金>

ケガで 180 日以内に死亡・所定の高度障害状態になった時、または所定の感染症で死亡・所定の高度障害状態になった時に、災害死亡・災害高度障害保険金をお支払いします。

遡減払込方式の契約に関する特則

保険料が、5 年ごとに加入時の保険料の 5% 相当額 * ずつ減少し、保険期間満了直前 5 年間は加入時の保険料の 50% 相当額 * となります。（ただし、保険料の下限は、保険期間を通じて加入時の保険料の 50% 相当額 * となります。）

* 5% 相当額および 50% 相当額は、基準年金月額・経過年数等により、それぞれ 5% および 50% より少なくなるまたは多くなる場合があります。

リビング・ニーズ特約

余命 6 ヶ月以内と判断される時、年金現価額等の全部または一部をご請求できます。

（他のご契約と通算して、一被保険者につき 3,000 万円が限度となります。）

○支払額は、指定保険金額から 6 ヶ月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額です。（支払額は、指定保険金額よりも少なくなります。）

○リビング・ニーズ特約による保険金をお支払いした場合、この特約は消滅します。

指定代理請求特約

被保険者が受取人となっている年金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が年金等を請求できない特別な事情があると SOMP O ひまわり生命が認めた時は指定代理請求人が請求できます。

いずれの特約・特約についても、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



ご注意ください

金融機関が本商品を募集する場合においては、他の代理店が募集する場合と付加可能な特約、保険金額等が異なる場合があります。

5. お取り扱いについて

契約年齢範囲	満 20 歳～満 80 歳（保険期間等により異なります）
保険期間・保険料払込期間	45 歳～90 歳満了（契約年齢等により異なります）
基準年金月額	5 万円以上（上限は契約年齢等により異なります）
責任開始期	<ul style="list-style-type: none"> ●口座振替扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） <ol style="list-style-type: none"> ①「責任開始期に関する特約」を付加した場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを SOMP O ひまわり生命が承諾した場合には、ご契約のお申し込みと告知が共に完了した時から保険契約上の責任を開始します。 ②「責任開始期に関する特約」を付加していない場合 お申し込みいただいたご契約のお引き受けを SOMP O ひまわり生命が承諾した場合には、告知と第 1 回保険料（相当額）のお払い込みが共に完了した時から保険契約上の責任を開始します。 ●クレジットカード扱でお払い込みになる場合（月払、半年払、年払） お申し込みいただいたご契約のお引き受けを SOMP O ひまわり生命が承諾した場合には、クレジットカードの有効性等が確認（オーソリゼーション）できた時から保険契約上の責任を開始します（お申し込み・告知・オーソリゼーションが全て完了した日が責任開始日となります）。 <p>* 七大疾病・就労不能保険料免除特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約における「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して 90 日経過後」に開始されます。</p>
契約日	<p>月払：責任開始日の属する月の翌月 1 日*</p> <p>半年払・年払：責任開始日と同日</p> <p>* 責任開始日の翌日から翌月 1 日までの間に被保険者の誕生日がある場合は、責任開始日を契約日とします。（口座振替扱・クレジットカード扱共通）</p>
選択区分	告知書扱、健康診断結果通知書*扱、人間ドック*扱、医師扱、簡易定健*扱 *告知書含む
その他	<p>毎月の年金月額は変わりませんが、死亡・所定の高度障害状態になった月によりお受け取りいただく期間と年金の総額が変わります。（保険期間の経過により、年金受取総額は毎月減少していきます。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金の未払分の現価の全部または一部を一時金としてお受け取りいただくこともできます。 ・年金のお支払いには、2 年または 5 年の保証期間があります。 ・基準年金月額により、高額割引制度が適用されます。

6. 保険料について

保険料払込期間	保険期間と同一
保険料払込方法（回数）	月払・半年払・年払
保険料払込方法（経路）	口座振替扱・クレジットカード扱
最低保険料	1,000円（月払・半年払・年払共通）
前納	<ul style="list-style-type: none">●将来お払い込みいただく予定の保険料を、前もってまとめてお払い込みいただけます。また、保険料を前納することで所定の割引があります。●全期前納のみ取扱可能です。ただし、年払契約かつ通減払込方式特別を付加しない契約であることを要します。●契約が途中で消滅した場合、保険料として充当されていない部分（未経過分保険料）があれば払い戻します。

7. 契約者配当金について

保険期間を通じて契約者配当金はありません。

8. 解約返戻金について

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

9. 契約後の取り扱いについて

■ 保険料の自動振替貸付

お取り扱いはありません。

■ 基準年金月額額の減額

- 基準年金月額額を減額して、以後の保険料を少なくします。*

*SOMPOひまわり生命の定める限度を下回る減額はできません。

■ 契約者貸付

お取り扱いはありません。

10. 預金等との違いについて

本保険商品は、預金・投資信託・金融債ではありません。預金保険法第53条に規定する保険金支払の対象となりません。また、元本の保証はありません。

11. 費用について

保険料の一部は保険金のお支払い、また他の一部は生命保険商品の運営に必要な経費（販売、証券作成、維持管理の経費等）にあてられます。これらの経費は保険種類・契約年齢・性別・経過年数等によって異なるため、一律の算定方法を記載することはできません。

注意喚起情報

「注意喚起情報」は、**ご契約のお申し込みの際に、特にご注意いただきたい事項**を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
「注意喚起情報」の他、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載していますのでご確認ください。

1. お申し込みの撤回（クーリング・オフ制度）について

お申し込みの撤回または保険契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）をすることができます。

クーリング・オフができる期間

下表の起算日からその日を含めて **15日以内（郵便消印日付）** です。

責任開始期に関する特約	払込経路	クーリング・オフができる期間の起算日
付加している	口座振替扱	申込日
付加していない	クレジットカード払	申込日またはカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日
	口座振替扱	申込日または第1回保険料（相当額）の領収日（着金日）のいずれか遅い日

申出（手続き）方法

上記期間内に、必要事項を記載した**書面*1に自署**しSOMPOひまわり生命の支社もしくは本社*2あてに**郵便で発信**、または、電磁的記録*3によりお申し出ください。

*1 書面の書式例

20〇〇年〇月〇日にお申し込みをした保険契約のお申し込みを撤回します。
申込者：〇〇〇〇（親権者：〇〇〇〇）
生年月日：〇〇〇〇年〇月〇日
住所：〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
申込番号または証券番号：〇〇〇〇〇
保険料返戻口座：〇〇銀行〇〇支店 普通〇〇〇〇〇〇〇〇〇
口座名義人：〇〇〇〇

*2 本社送付先

〒107-8691 日本郵便株式会社 赤坂郵便局 私書箱第28号
SOMPOひまわり生命保険株式会社

*3 電磁的記録による申出とは、ウェブサイトでの手続き等をいいます。SOMPOひまわり生命では、電磁的記録による申出の窓口を次の公式ウェブサイト上に設けています。

■URL <https://www.himawari-life.co.jp/contact/>

クーリング・オフができない場合

次の場合にはクーリング・オフをすることができません。

- ・SOMPOひまわり生命が指定した医師の診査を受診された場合
- ・債務履行の担保のための保険契約（質権設定契約）の場合
- ・ご契約の内容変更（特約の中途付加等）の場合

クーリング・オフの効力が生じない場合

クーリング・オフの書面（電磁的記録を含みます。以下同じ）の発信時に、年金等（保険料のお払い込みの免除を含みます。以下同じ）のお支払事由が生じている場合にはお申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、その書面の発信時に、申込者またはご契約者が年金等のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。



ご注意ください

2. 健康状態等の告知について

健康状態、職業等について、事実をありのままに正確にもれなく告知してください。

ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知していただく義務があります。

告知について

- ・多数の人が保険料を出し合って相互に保障し合う保険制度に、健康状態の良くない方等が無条件で加入されると、公平性が保たれません。
- ・ご契約にあたっては、所定の告知書等でSOMPOひまわり生命がお尋ねする傷病歴、健康状態、職業等について、**事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。***1
- ・告知受領権はSOMPOひまわり生命およびSOMPOひまわり生命が指定した医師が有しています。生命保険募集人（社員・募集代理店を含みます。以下「募集人」といいます。）には告知受領権がなく、募集人に**口頭でお話しされても、告知していただいたことにはなりません**ので、ご注意ください。

*1 ご契約内容によって、SOMPOひまわり生命が指定した医師が口頭で告知を求める場合があります。

正しく告知されない場合のデメリット

告知義務違反による解除

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日・復活日から2年以内であれば、**告知義務違反としてご契約を解除**することがあります。また、以後のご契約のお引き受けをお断りすることがあります。なお、2年経過後も、年金等のお支払事由が2年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります*2。

*2 募集人が告知を妨げたり、事実と違うことを告げるように勧めた時には解除しません。ただし、こうした妨げや勧めがなかったとしても正しく告知いただけなかったと認められる場合、解除することがあります。

年金等のお支払い

ご契約を解除した時には、年金等のお支払事由が発生していても、多くの場合、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払い込みの免除事由が発生していても、お払い込みを免除することはできません。*3

*3 年金等のお支払事由や保険料のお払い込みの免除事由の発生が解除の原因となった事実によらない時は、年金等のお支払いや保険料のお払い込みの免除を行います。

重大な告知義務違反

「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、詐欺による取り消しを理由として、年金等をお支払いできないことがあります。

この場合、責任開始日・復活日からの年数は問いません。また、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

傷病歴がある方のお引き受け

SOMPOひまわり生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち年金等のお支払いが発生するリスクに応じた引き受け対応を行っております。傷病歴等がある場合、お引き受けできないことや特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。

ご契約内容の確認について

SOMPOひまわり生命の確認担当職員またはSOMPOひまわり生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後、お申し込み内容について確認をさせていただいたり、所定の検査を求めたりする場合があります。

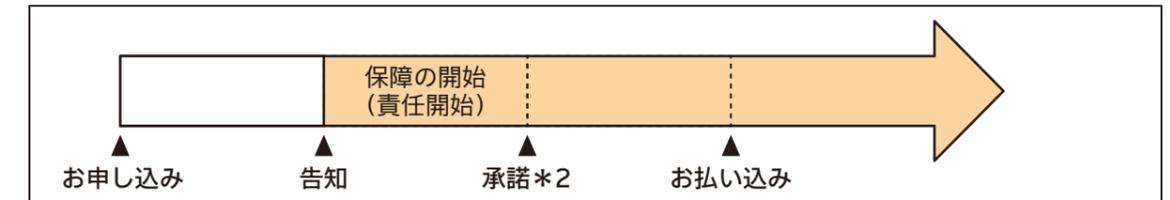
告知される際の注意点は告知書（告知サポート資料）等に記載しております。ご確認のうえ告知してください。

3. 保障の開始時期（責任開始期）について

保障の開始時期（責任開始期）は、払込経路等により異なります。

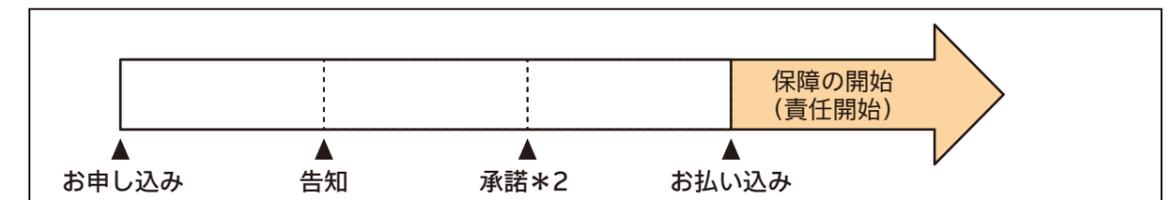
「責任開始期に関する特約」を付加した場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：ご契約のお申し込みと告知が共に完了した時*1



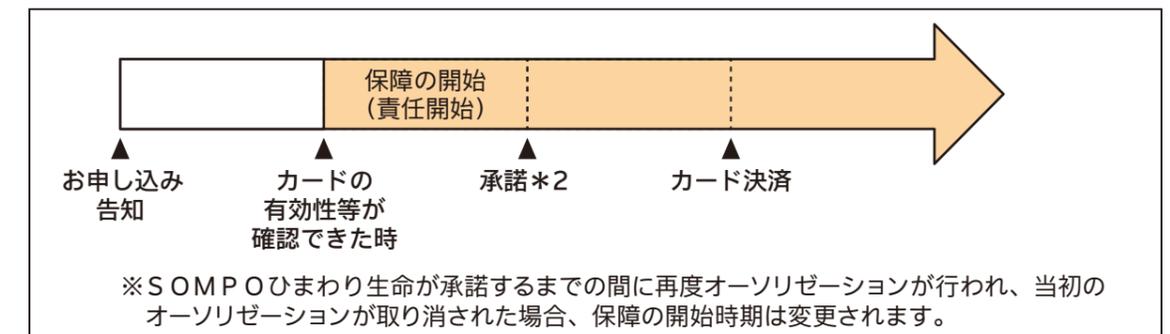
「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【口座振替扱】

保障の開始時期（責任開始期）：告知と第1回保険料（相当額）のお払い込みが共に完了した時



「責任開始期に関する特約」を付加していない場合【クレジットカード払】

保障の開始時期（責任開始期）：告知とカードの有効性等の確認（オーソリゼーション）が共に完了した時



*1 ご契約のお申し込みが完了した時とは、SOMPOひまわり生命またはSOMPOひまわり生命の募集人が申込書を受領した時をいい、また、情報端末によるお申し込みの場合は、情報端末でご契約のお申し込みをされた時をいいます。

*2 募集人は、お客さまとSOMPOひまわり生命の契約締結の媒介を行う者で、契約締結の代理権はありません。保険契約は、お客さまからのお申し込みをSOMPOひまわり生命が承諾した時に有効に成立します。



ご注意ください

七大疾病・就労不能保険料免除特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約の「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。詳しくはご契約のしおり・約款をご参照ください。

4. 年金等をお支払いできない場合

年金等をお支払いできないことがあります。

年金等をお支払いできない場合

- ①責任開始期前の疾病や不慮の事故を原因とする場合
- ②年金等の免責事由*1に該当した場合
- ③告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が解除された場合
- ④重大事由*2によりご契約が解除された場合
- ⑤詐欺の行為によりご契約が取り消された場合や年金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合(この場合、既にお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。)
- ⑥保険料のお払い込みが行われずご契約が失効した場合
- ⑦「責任開始期に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料が猶予期間満了日(詳しくは「5. 保険料のお払い込みについて」をご覧ください)までに払い込まれないことにより、ご契約が無効になった場合

*1 主な免責事由

- ア. 責任開始日から3年以内の被保険者の自殺
- イ. ご契約者・被保険者・受取人の故意、重大な過失
- ウ. 被保険者の犯罪行為、精神障害・泥酔による事故、無免許・酒気帯び運転による事故、薬物依存

*2 重大事由

- ・年金等を詐取する目的で事故を起こした時
- ・ご契約者・被保険者・受取人が反社会的勢力*に該当する、または、反社会的勢力へ資金を提供する等、社会的に非難されるべき関係があると認められる時(年金のお支払事由が生じた後にこの事由に該当し保険契約が解除された場合は、解除された部分に関し、年金の現価の一時支払の請求を受け付けたものとして取り扱います。)
- ・反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(脱退後5年を経過しない者を含む)・暴力団準構成員・暴力団関係企業その他をいいます。
- ・その他ご契約の存続を困難とする重大な事由があつた時

詳しくはご契約のしおり「年金などをお支払いできない場合」をご覧ください。

5. 保険料のお払い込みについて

保険料は払込期月内にお払い込みください。お払い込みには猶予期間がありますが、猶予期間内にお払い込みがないと、ご契約は無効あるいは失効となります。

「責任開始期に関する特約」を付加したご契約の第1回保険料の払込期月と猶予期間

第1回保険料の払込期月	主契約の責任開始期の属する日からその翌々月末日まで
猶予期間	第1回保険料の払込期月の翌月初日から末日まで

・第1回保険料の払込猶予期間満了日までに第1回保険料のお払い込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始期に遡って保障がなくなります。



ご注意ください

以下の場合、新たにご契約のお申し込みの際に、「責任開始期に関する特約」を付加できないことがあります。

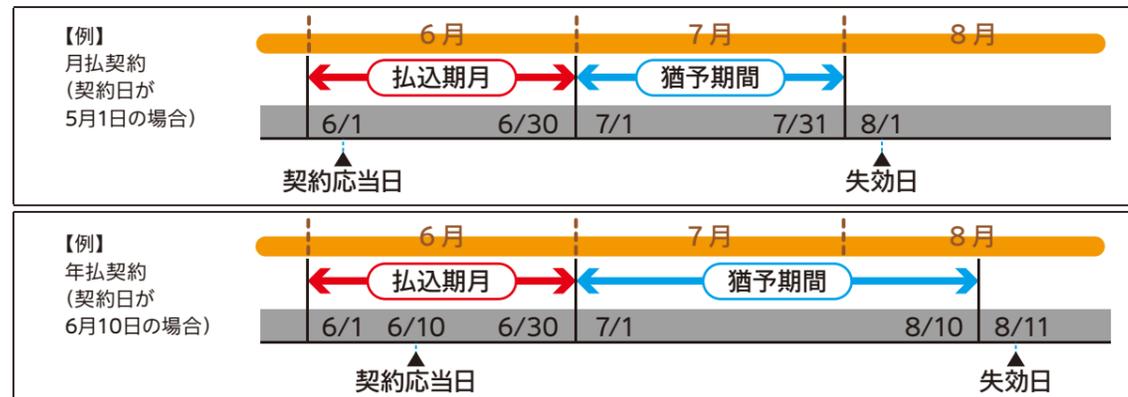
- ・第1回保険料のお払い込みがなくご契約が無効となった場合
- ・第1回保険料のお払い込みがなくご契約を解約された場合

第2回以後の保険料の払込期月と猶予期間

月払	払込期月	月単位の契約当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払	払込期月	年(半年)単位の契約当日の属する月の初日から末日まで
	猶予期間	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約当日まで*

・払込猶予期間内に保険料のお払い込みがない場合、ご契約は失効となります。

*契約当日が、2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。



ご注意ください

ご契約が失効している状態でお支払事由に該当した場合、年金等のお支払いはできません。

ご契約の復活について

失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申し込むことができます。この場合、告知または診査と、お払い込みを中止されてから復活するまでの未払込保険料(延滞保険料)のお払い込みが必要となります。ただし、健康状態等によっては、復活できない場合があります。

6. 解約について

解約の際は、以下の内容についてご確認ください。

解約について

ご契約者は年金のお支払事由の発生前に限り、いつでも保険契約の解約を請求することができます。

解約返戻金について

○解約返戻金がある特約の場合、解約返戻金の額はご契約年齢・性別・保険期間・払込期間・経過年月数等によって異なります。特に、ご契約後短期間で解約された時の解約返戻金は全くないか、あってもごくわずかです。

○無解約返戻金型収入保障保険、無解約返戻金型就労不能保障特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約については、解約返戻金がありません。その分、保険料が割安になっています。

7. 現在のご契約の解約等を前提とするお申し込みについて

ご契約の乗換え（現在のご契約を解約または減額し、新たにご契約へお申し込みされること）をご検討されている方は、特にご注意ください。

ご契約の乗換えの際にご注意いただきたい点

解約返戻金・配当

解約・減額の際に払い戻しできる金額は、多くの場合、払込保険料の合計額（減額の場合は、減額部分に対応する保険料）よりも少なくなります。

また、一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。

新たにご契約のお引き受け

新たにご契約は、被保険者の健康状態等によっては、ご契約をお断りする場合があります。

新たにご契約の保険料

新たにご契約の保険料は、現在の被保険者の年齢で計算されます。

また、保険料計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在のご契約と新たにご契約で異なることがあります。

例えば、予定利率が引き下げられることによって、主契約等の保険料が引き上げられる場合があります。

年金等のお支払い

新たにご契約は、告知義務違反による解除、責任開始日から3年以内の自殺、責任開始期前の発病等、年金等をお支払いできない場合があります。

新たにご契約の保障内容

新たにご契約の保障内容は、現在のご契約の保障内容と異なる場合があります。



ご注意ください

がんにかかわる保障を解約または減額して新たにがんにかかわる特約の付加をご検討されている方は、ご注意ください。

七大疾病・就労不能保険料免除特約、無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約の「乳がん」の保障は、「特約の責任開始日から起算して90日経過後」に開始されます。



ご注意ください

現在のご契約の契約日が2010年3月1日以前で、保険料払込方法が「半年払・年払」の場合、既にお払い込みいただいた保険料のうち未経過となる期間の保険料の返金はありませんのでご注意ください。

8. 生命保険契約者保護機構について

生命保険会社の経営破綻等により、ご契約時にお約束した年金額等が削減されることがあります。

SOMPOひまわり生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の年金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構	■ TEL 03-3286-2820 月～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00
	■ ホームページアドレス https://www.seihohogo.jp/

※今後変更となる場合がありますのでご注意ください。

9. 年金等のご請求について

お支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等は、速やかにSOMPOひまわり生命にご連絡ください。

お客さまからのご請求に基づき、年金等をお支払いしますので、ご請求に際してはご注意ください。

ご請求に際してご注意ください

次の場合は必ずご連絡ください。

- ①お支払事由が生じた時
- ②お支払いの可能性があると思われる時
- ③ご不明な点がある時*

* ご加入のご契約内容によっては、複数の年金等のお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等にはご連絡ください。



ご注意ください

SOMPOひまわり生命からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ずご連絡ください。

指定代理請求特約を付加したご契約の場合

被保険者が受取人となっている年金等のお支払事由が生じた場合で、被保険者が年金等をご請求できない特別な事情があるとSOMPOひまわり生命が認めた時は、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わりに請求することができます。指定代理請求人に対し、指定代理請求ができる旨等をお伝えください。

ご請求に際してのご連絡先

SOMPOひまわり生命の営業社員・募集代理店、最寄りの支社またはSOMPOひまわり生命カスタマーセンターにご連絡ください。ご連絡先は、「12. お問い合わせ・ご相談等について」を参照ください。

10. 生命保険と税金について

年金等の税法上のお取り扱い

遺族年金の場合

契約内容	契約例			税の種類		
	ご契約者	被保険者	受取人	年金受取の場合		一括受取の場合
				死亡時	毎回の年金受取時	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	年金受給権についての税法上の評価額に対して相続税	相続税の課税対象以外の部分に対して所得税（雑所得）	一括受取額に対して相続税
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	—	所得税（雑所得）	所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	年金受給権についての税法上の評価額に対して贈与税	贈与税の課税対象以外の部分に対して所得税（雑所得）	一括受取額に対して贈与税

※所得税の課税対象になる時は、住民税の課税対象にもなります。（以下同様です。）

死亡保険金の場合

契約内容	契約例			税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

生命保険金の非課税扱

対象となる生命保険金	条件	非課税扱の範囲
遺族年金*1 特約死亡保険金 (ご契約が2件以上の場合は合計します)	下記①②を共に満たす場合 ①ご契約者と被保険者が同一人 ②指定された遺族年金受取人が、そのご契約者の相続人にあたる場合	500万円 × 法定相続人数

*1 年金受給権についての税法上の評価額または一括受取額

年金等の非課税扱

対象となる保険金	条件	非課税扱の範囲
高度障害年金 高度障害保険金 リビング・ニーズ特約による保険金 就労不能年金 生活サポート年金	受取人が主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族	全額

一般生命保険料控除

お払い込みになった保険料は、税法上『一般生命保険料控除』*2の対象になります。*3
対象となる保険料は1月から12月までにお払い込みいただいた保険料の合計額です。
保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。SOMPOひまわり生命より「生命保険料控除証明書」を発行しますので、年末調整あるいは確定申告の時まで大切に保管してください。

*2 医療保障を内容とする主契約または特約に係る保険料以外の保険料

災害死亡特約の保険料を除きます(いずれの保険料控除も適用されません)。

*3 この制度は、受取人がご契約者本人あるいは配偶者またはその他の親族の場合に適用されます。



ご注意ください

税務の取り扱い等については、2024年5月現在の税制に基づき記載しております。今後の税制改正により変更となる場合がありますのでご注意ください。個別の税務取り扱い等については、所轄の税務署または税理士等にご確認ください。また、より詳しい内容等につきましては、国税庁のホームページをご参照ください。

11. 個人情報のお取り扱いについて

以下の方針に基づき、適正なお取り扱いを行い正確性・機密性の確保に努めております。

1. 個人情報の取り扱いに関する事項

SOMPOひまわり生命は、本契約に関する個人情報を次の目的のために業務上必要な範囲で利用いたします。

- ①各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金、給付金等のお支払い、本人確認
- ②再保険契約の締結、再保険金の請求
- ③関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供*1
- ④SOMPOひまわり生命業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- ⑤その他保険に関連・付随する業務等*1

*1 お客さまの属性情報、取引履歴やウェブサイトの閲覧履歴等の情報を分析して、お客さまのニーズにあった各種商品・サービスに関する広告等の配信等を行うことを含みます。

2. 第三者への提供および第三者からの取得

SOMPOひまわり生命は、次の場合を除き、ご本人の同意なく本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）を第三者に提供することはありません。

また、SOMPOひまわり生命は、本契約に関する個人情報（センシティブ情報を含みます）をこれらの者から提供を受けることがあります。

なお、これらの者には外国にある事業者等を含みます。

- ①医療機関等の関係先（医師・面接士・契約確認会社等）に業務上必要な照会を行う場合
- ②再保険契約の締結や再保険金の受領等のために、国内外の再保険会社に必要な個人情報を提供する場
合（再保険会社が国内外の別の再保険会社へ情報を提供する場合も含みます。）
- ③法令に基づく場合
- ④SOMPOひまわり生命の業務遂行上必要な範囲で、募集代理店を含む委託先に提供する場合
- ⑤SOMPOひまわり生命の国内外のグループ会社・提携会社との間で共同利用を行う場合
- ⑥契約内容登録制度、契約内容照会制度*2 および支払査定時照会制度*3に基づき、他の生命保険会
社、共済、（一社）生命保険協会との間において共同利用を行う場合

*2 「ご契約のしおり（契約内容登録制度・契約内容照会制度について）」もあわせてご確認ください。

*3 「ご契約のしおり（支払査定時照会制度について）」もあわせてご確認ください。

3. 保険契約等に関する情報の共同利用

SOMPOひまわり生命は前記に掲げる「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、SOMPOひまわり生命の保険契約等に関する所定の情報を共同して利用しております。

4. センシティブ情報の取り扱い

SOMPOひまわり生命は、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

5. 情報の開示等に対する対応

お客さまからご自身に関する情報の開示、訂正または利用停止等のご請求があった場合、お客さま自身であることを確認させていただいた上で対応させていただきます。また、お客さまに関する情報が不正確である場合、お客さまが情報を変更された場合は正確なものに変更させていただきます。

6. お客さまからのお問い合わせ等の窓口

SOMPOひまわり生命の個人情報の取り扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）、グループ会社等についてはSOMPOひまわり生命公式ウェブサイト（<https://www.himawari-life.co.jp/>）をご覧ください。

*4 電話番号0120-100-127（土曜日、日曜日、祝日および12/31～1/3を除く）

12. お問い合わせ・ご相談等について

生命保険のお手続きやご契約に関するお問い合わせ、ご意見・ご要望は各窓口までご連絡ください。

SOMPOひまわり生命窓口

SOMPOひまわり生命の生命保険のお手続きに関する照会は、以下のSOMPOひまわり生命窓口へご連絡ください。

ご連絡にあたって

○契約者ご本人さま（年金等のご請求は受取人さま）からお願いします。

○お手元に保険証券をご用意のうえ、保険証券番号、契約者氏名、生年月日、住所、電話番号をお知らせください。

ご用件	お問い合わせ窓口										
■お手続き、お問い合わせ全般 <table border="1"><thead><tr><th colspan="2">お手続き例</th></tr></thead><tbody><tr><td>① 保険金・給付金のご請求</td><td>⑤ 保険料振替口座の変更</td></tr><tr><td>② 転居、町名変更、通信先変更</td><td>⑥ ご契約内容の変更、解約</td></tr><tr><td>③ 名義変更、受取人変更、改姓</td><td>⑦ ご契約内容のお問い合わせ</td></tr><tr><td>④ 保険証券紛失</td><td>⑧ その他お手続き</td></tr></tbody></table>	お手続き例		① 保険金・給付金のご請求	⑤ 保険料振替口座の変更	② 転居、町名変更、通信先変更	⑥ ご契約内容の変更、解約	③ 名義変更、受取人変更、改姓	⑦ ご契約内容のお問い合わせ	④ 保険証券紛失	⑧ その他お手続き	カスタマーセンター  0120-563-506 月曜日～金曜日 9:00～18:00 土曜日 9:00～17:00
お手続き例											
① 保険金・給付金のご請求	⑤ 保険料振替口座の変更										
② 転居、町名変更、通信先変更	⑥ ご契約内容の変更、解約										
③ 名義変更、受取人変更、改姓	⑦ ご契約内容のお問い合わせ										
④ 保険証券紛失	⑧ その他お手続き										
■先進医療給付金のご請求手続きに関してのお問い合わせ 先進医療関係の保障に加入され、先進医療の受療を検討されている方または先進医療を既に受療された方がご利用いただけます。 ※医療相談や医療情報のご提供、医療機関のあっせん等はいりません。	先進医療請求デスク  0120-665-780 月曜日～金曜日 9:00～18:00										
■ご意見・ご要望のあるお客さま	お客さまご相談窓口  0120-273-211 月曜日～金曜日 9:00～18:00										

※ 日曜日、祝日および12月31日～1月3日は営業していません。

※ 携帯電話からも通話が可能です。

○SOMPOひまわり生命のお手続きに関する事項や、各種情報につきましては、SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトをご覧ください。

SOMPOひまわり生命 公式ウェブサイト	https://www.himawari-life.co.jp/
-------------------------	---

生命保険相談所（（一社）生命保険協会）

○本商品に係る指定紛争解決（ADR）機関は（一社）生命保険協会です。

○（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

○生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

（一社）生命保険協会ホームページ	https://www.seiho.or.jp/
------------------	---

保険料クレジットカード払のご案内

クレジットカード払をご利用いただける条件

- ご契約者さまが個人
- 保険料のお払込方法が月払・半年払・年払
- 1契約あたりの1回分保険料が10万円以下
- クレジットカード名義人がご契約者さまご本人**

※クレジットカードのお支払方法は「1回払」のみとなります。リボルビング払・ボーナス一括払・分割払等のご利用いただけません。
※オンリゼーションが完了した場合であっても、ご利用条件を満たしていない場合、払込方法をクレジットカード払以外に変更いただくか、申込内容を訂正いただく場合がございます。
※前納保険料のお支払いにはご利用いただけません。

ご利用いただけるクレジットカード



これらのマークのある**ご契約者さまご本人名義**のクレジットカードをご利用いただけます。

※デビットカード・プリペイドカード・海外発行のクレジットカードはご利用いただけません。
※有効期限が翌月以降のクレジットカードをご登録ください。

クレジットカード払ご利用時にご留意いただきたいこと

- 同一クレジットカードで2件以上のご契約の保険料をお支払いいただく場合は、お払い込みの順序を指定できません。また、クレジットカード会社からのご利用明細書上は、ご契約単位で別々に表示されます。
- クレジットカード支払口座からの保険料の引き落としは、通常、保険料払込期月の翌月に行われます(クレジットカード会社により異なります)。したがって、ご契約を解約された場合でも、既にクレジットカード決済(保険料払込期月の20日)された分の保険料は、解約手続き完了後にクレジットカード支払口座から引き落とされる場合があります。
- クレジットカードを解約された場合でも、SOMPOひまわり生命からクレジットカード会社への決済請求依頼のタイミングによっては、後日クレジットカード支払口座から保険料が引き落とされる場合があります。
- ご契約成立後にクレジットカードの有効期限更新のお手続きが必要なお客様へは事前案内を送付しますので、再登録手続きをお願いします。手続きをされなかった場合、保険料の決済ができず、ご契約の効力が失われる可能性がありますのでご注意ください。
- 一定期間保険料の引き落としができず、ご契約が失効した場合、ご登録されたクレジットカード情報は削除いたします。そのため、ご契約を復活される場合は、所定の復活手続きとあわせて、再度クレジットカードをご登録いただく必要があります。
- お客様の個人情報のお取り扱いにつきましては、「ご契約のしおり」をご確認ください。

クレジットカード情報の登録方法

1

申込書控えをお手元にご用意いただき、
ご契約者さまより、『クレジットカード登録センター』にお電話ください。

クレジットカード登録センター



0120-957-078

携帯電話からでもかけられます。(通話無料)

[受付時間] 9:00~20:00

※土日祝日も営業しております。

(12月31日~1月3日は営業していません。)

※新規ご契約のお客様専用ダイヤルです。

2

オペレーターの案内にしたがって、必要事項をお伝えください。

申込番号

[申込書右上記載の966で
始まる11桁の番号]

ご契約者さまの

「氏名」
「生年月日」

1回分保険料

代理店コード

[53750]

クレジットカード名義人

クレジットカード番号

有効期限 [記載どおりに読み上げてください]

※ご契約内容の確認のために、上記以外にもお尋ねする場合があります。

3

クレジットカードの登録が完了すると、オペレーターが登録完了の旨をお伝えします。

登録完了

クーリング・オフ制度について

保険契約の申込日またはクレジットカードの有効性等が確認できた日のいずれか遅い日からその日を含めて15日を経過するまでは、ご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。

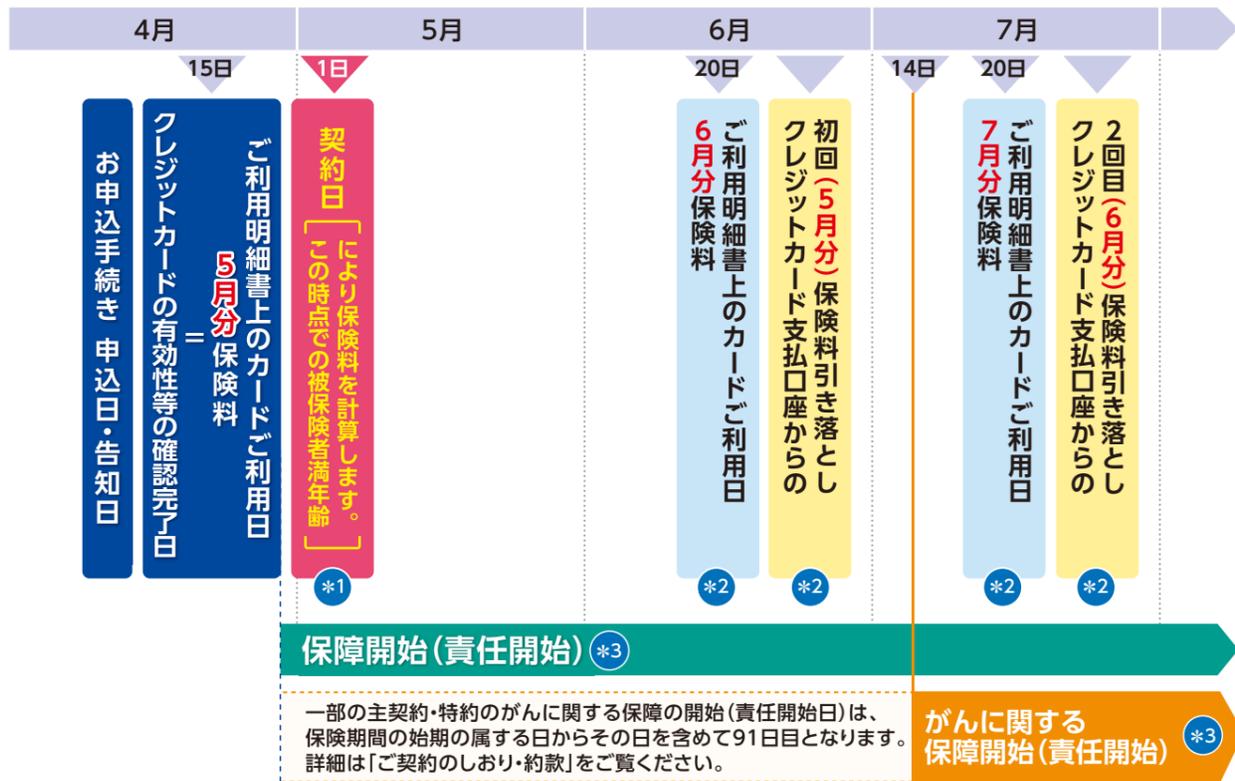
保険料クレジットカード支払規定 [必ずお読みください。]

1. 私は私が指定するクレジットカード(以下「指定カード」という)会社へ既に提出済みの会員規約に基づいて、指定カードで保険料を支払います。
2. 私は私からSOMPOひまわり生命保険株式会社に申し出をしないかぎり、保険料を指定カードで上記1.と同様に会員規約に基づいて継続して支払います。
3. 私は指定カード会社により私がSOMPOひまわり生命保険株式会社に届け出た会員番号・有効期限が更新された場合であっても保険料を異議なく支払います。
4. 私は指定カードの会員資格喪失等により、指定カード会社から指定カードによる保険料の支払契約を解除されても異議ありません。
5. 私は紛失や変更等で指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、私に事前の通知なしに新しい会員番号や有効期限が指定カード会社よりSOMPOひまわり生命保険株式会社に通知されても異議ありません。
6. 私は指定カードの会員番号や有効期限が変更となった場合、すみやかにSOMPOひまわり生命保険株式会社に通知します。
7. 私は指定カードで支払った保険料については領収証は請求しません。

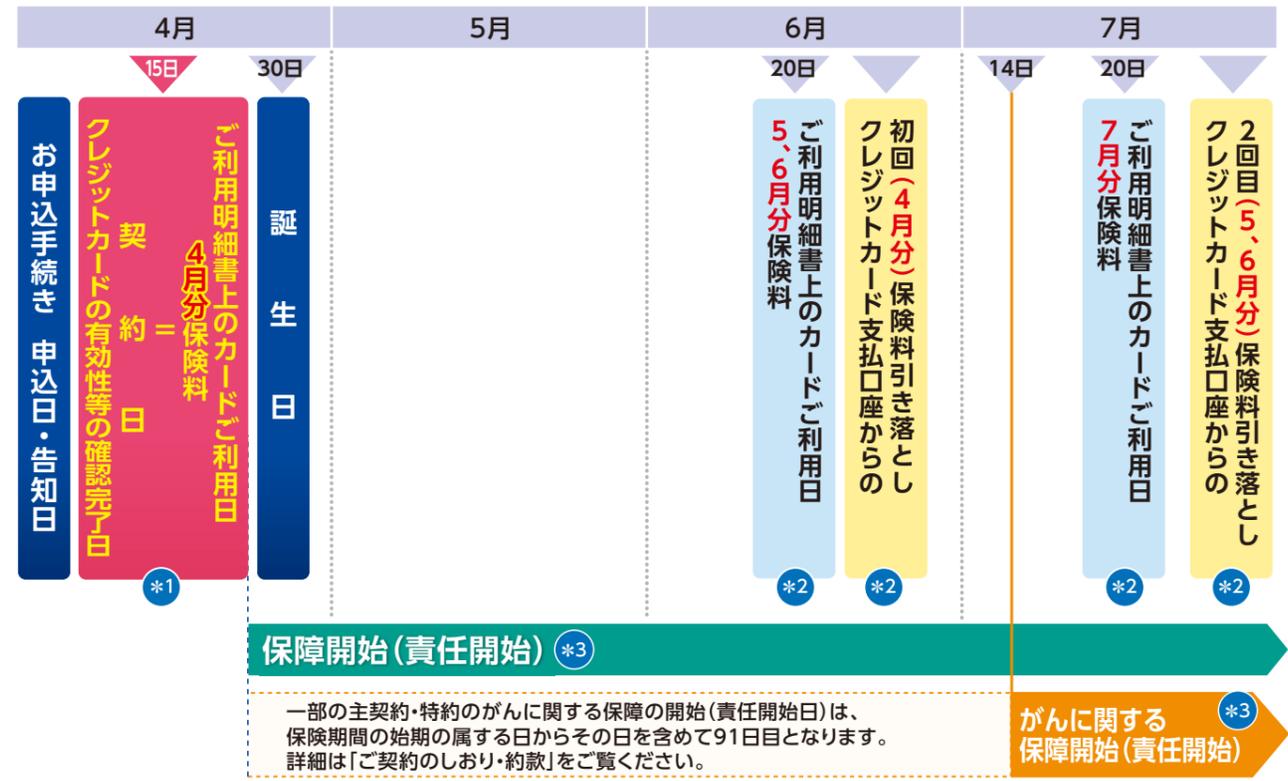
クレジットカード払の流れ(月払契約の場合)

「申込」・「告知」・「クレジットカードの有効性等の確認」が 全て完了した日が保障開始(責任開始)日になります。

標準スケジュール



保障開始(責任開始)日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合(契約日の特別)



- *1) 月払契約の場合の契約日は、保障開始(責任開始)日の属する月の翌月1日になります(契約日時点の満年齢で保険料が決まります)。ただし、※半年払・年払契約の場合の契約日は、保障開始(責任開始)日となります。
- *2) ご契約者さまにご利用明細書が送付されるスケジュールおよびクレジットカード支払口座から引き落としされるスケジュールは、クレジットカード会社によって異なります。
- *3) お申し込みいただいたご契約のお引き受けをSOMPOひまわり生命が承諾した場合に、保障を開始します。

保障開始(責任開始)日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える方については、保障開始(責任開始)日が契約日となります(契約日の特別)。

●ご契約の成立状況により、ご請求スケジュールが遅れる場合があります。
上記例で、4月中にSOMPOひまわり生命がお申し込みを承諾できなかった場合は、クレジットカード会社へて引き落としされます(保障開始(責任開始)日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合は、初回および2回目のご請求でそれぞれ2ヵ月分の保険料がまとめて引き落とさせていただきます)。

●契約日や、SOMPOひまわり生命がお申し込みを承諾するタイミング等により、ご請求時に複数回分の保険料をまとめて引き落とさせていただきます場合があります。

の初回保険料の決済請求依頼が1ヵ月遅れます。月払契約の場合は、それに伴い、2回目のご請求で2ヵ月分の保険料がまとめて引き落とさせていただきます。複数回分の保険料をまとめて引き落とさせていただきます場合があります。

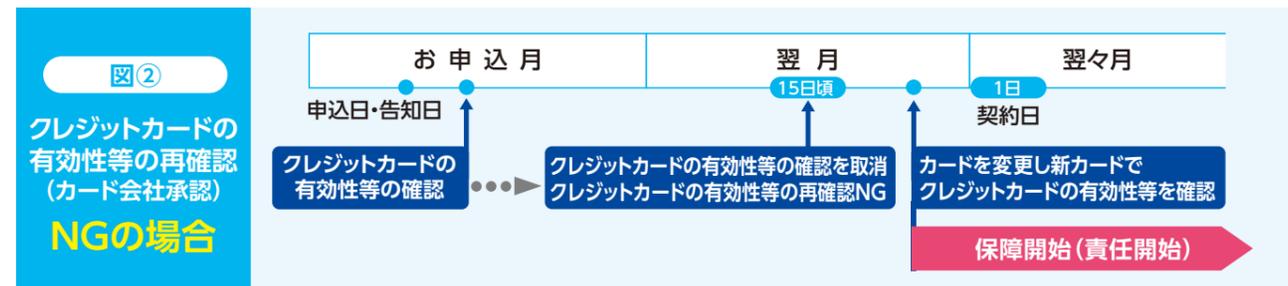
あらかじめご了承ください

- 申込書類がSOMPOひまわり生命に到着した後、ご契約者さまにご照会が必要な事項等が生じ、クレジットカードの有効性等の有効性等の確認を無効とし、再度必要な保険料相当額でクレジットカードの有効性等の確認を行います。この場合、保障開始
- その際、クレジットカードの有効性等の確認を行った金額が前回と異なる場合は、ご契約者さまに書面でご連絡いたします(お申込クレジットカードの有効性等の確認を無効とし、再度正当な金額でクレジットカードの有効性等の確認を行います。この場合も保障
- ただし、クレジットカードの有効性等の再確認の結果、ご利用限度額超過等によりクレジットカードでのお払い込みができない場合、保障の開始時期が遅くなります。 (図②)

確認を行った日の属する月の翌月15日頃までにSOMPOひまわり生命がお申し込みを承諾できない場合、クレジットカードの(責任開始)日は変更されません。

申込内容の保険料とクレジットカードの有効性等の確認を行った金額が異なる場合は、その都度、ご契約者さまにご確認のうえ、保障開始(責任開始)日は変更されません。(図①)

場合は、他のクレジットカードに変更いただくか、他のお払込方法に変更いただけます。この場合、保障開始(責任開始)日は変更され



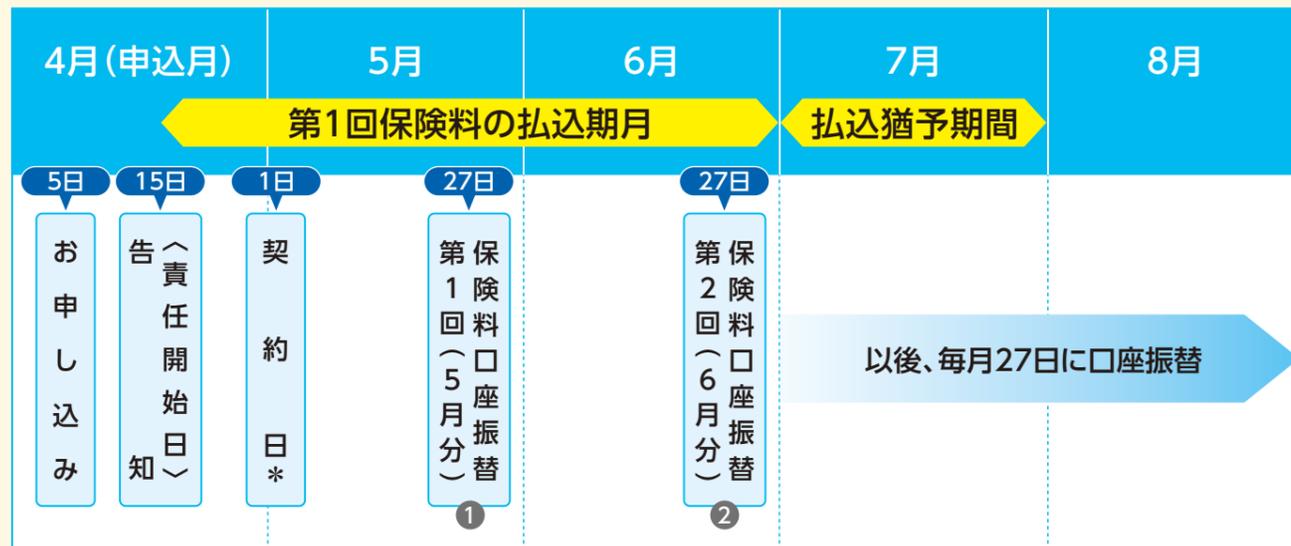
保険料口座振替のご案内

責任開始期に関する特約を付加したご契約の第1回保険料は、口座振替させていただきます。お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、ご請求時期や払込金額が下記と異なる場合があります。

標準スケジュール

第1回保険料の口座振替は、通常、申込月の翌月から開始となります。

■口座振替スケジュールのイメージ 月払契約の場合



*契約日は、責任開始の日の属する月の翌月1日とし、契約年齢はその日を基準として計算します。

◆上記のケースで第1回保険料の口座振替ができなかった場合

- ① 第1回保険料の口座振替ができなかった場合や口座請求が間に合わなかった場合、第2回保険料とあわせて翌月の振替日に再度、口座振替させていただきます。
- ② さらに、払込期月中の振替日に第1回保険料が口座振替できなかった場合は、払込票を送付させていただきますので、払込猶予期間内に第1回・第2回・第3回保険料をお払い込みください。

保障開始(責任開始)日の翌日から翌月1日までの間に誕生日を迎える場合(契約日の特則)

第1回保険料とあわせて第2回保険料を口座振替させていただきます。

■口座振替スケジュールのイメージ 月払契約の場合



ただし、契約日を基準とした場合、契約年齢が1歳上がる契約の契約日は、責任開始日とします。

◆上記のケースで第1回・第2回保険料の口座振替ができなかった場合

- ③ 第1回・第2回保険料の口座振替ができなかった場合や口座請求が間に合わなかった場合は、払込票を送付させていただきますので、払込猶予期間内に第2回以後の保険料とあわせて第1回保険料をお払い込みください。

⚠️ 下記の点にご留意ください。

◆払込猶予期間内にお払い込みがなかった場合

- 第1回保険料の払込猶予期間内に第1回保険料のお払い込みがなかった場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合、お支払いする返戻金はありません。また、無効となったご契約の復活のお取り扱いはありません。
- 無効となったご契約の被保険者さまを被保険者とする新たな契約のお申し込みの際、無効となったご契約の責任開始日から2年間は「責任開始期に関する特約」を付加できません。

- 第1回保険料が払い込まれるまで
 - 第1回保険料のお払い込みがな保険金・給付金等から差し引きました日までに第1回保険料*をお
 - 第1回保険料のお払い込みがなみいただけます。お払い込みが
 - 保険契約の申込日からその日をまたは保険契約の解除をすること※クーリング・オフができない場合が
- *第2回以後の未払込保険料があ

の期間は、保険料の払込方法の変更等、ご契約の変更・保険料のお払い込みの取り扱いが一部制限されます。

いま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、第1回保険料*をいま、第1回保険料の払込猶予期間満了日までに保険料の払込免除事由が生じた場合、第1回保険料*をお払いしない場合、保険料の払い込みの免除をいたしません。

含めて15日を経過するまでは、書面またはSOMPOひまわり生命公式ウェブサイトからご契約のお申し込みの撤回とができます。

あります。詳細は「注意喚起情報」をご覧ください。ある時は、その保険料を含みます。

「保険料口座振替(開始)のお知らせ」をご確認ください。

ご契約成立後、ご指定の預貯金口座から保険料の振り替えを開始させていただく際には、ご契約者さま宛に「保険料口座振替(開始)のお知らせ」*1を送付いたします(口座振替開始月の15日頃)。お手元に届きましたら、内容をご確認いただき、口座振替日*2の前日までに残高をご準備いただきますようお願いいたします。

*1 お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、「保険料お払い込みのお願い」(払込票)が送付される場合があります。
*2 口座振替日は、毎月27日となります。27日が金融機関休業日の場合は、翌営業日が口座振替日となります。

<見本>

月払契約の場合 保険料口座振替開始のお知らせ

郵便はがき

料金後納郵便 160-0001

東京都 新宿区 片町

新宿 花子 様

(記号 12345678 1234567890)

親展

SOMPOひまわり生命保険株式会社

(問い合わせ先) カスタマーセンターG
000002 TEL 0120-563-506 K

(裏面の記載事項もお読みください)
●大切なご案内は内側にあります。ここからはがしてご確認ください。

保険料口座振替開始のお知らせ

いつもお引き立ていただき、誠にありがとうございます。
ご契約の保険料は、右記振替日よりお客様ご指定の預貯金口座から振替を開始いたします。
ご指定の預貯金口座および振替予定は右記のとおりです。

振替日の前日までに右記預貯金口座に残高を確保ください
ますようお願いいたします。

●万一振替ができなかった場合
翌月の保険料振替日に翌月分とあわせて2ヶ月分の保険料をご指定の預貯金口座に請求させていただきます。

※お届印や口座番号が相違していた場合や、口座振替依頼書をご提出いただいた時期によっては、右記の振替日に振替が開始されないことがあります。

【振替予定】 令和2年 5月18日作成

振替日	令和2年 5月27日
請求保険料	令和2年 5月分 14,930円
毎月 27日に上記金額を振替 (休日の場合は翌営業日)	

【ご指定預貯金口座】

金融機関	〇〇〇〇
支店	本店
口座番号	(普通) 1112XXX
口座名義	シンジユク ハナコ 様
通帳表示:	
収納代行:	(顧客情報保護の観点から、口座番号の一部を非表示しております。)

【ご加入契約】

契約日	令和2年 5月 1日
保険種類	終身保険
契約者名	新宿 花子 様
被保険者	新宿 花子 様
証券番号	12345-678号 払込方法 月払

振替日・請求保険料をご確認ください。



<1ヵ月分を請求させていただく場合の記載イメージ>

振替日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
請求保険料	令和〇〇年〇〇月分 〇〇,〇〇〇円

※第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、翌月に2ヵ月分の保険料を口座振替させていただきます。

<2ヵ月分を請求させていただく場合の記載イメージ>

振替日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
請求保険料	令和〇〇年〇〇月分 〇〇,〇〇〇円
	令和〇〇年〇〇月分 〇〇,〇〇〇円
合計保険料	〇〇,〇〇〇円

※第1回保険料の口座振替ができなかった場合は、翌月に3ヵ月分の払込票を送付いたします(毎月10日頃)。

第1回保険料の払込猶予期間までに第1回保険料のお払い込みがなかった場合、ご契約は無効となります。

※お申し込みいただく時期やご契約の成立した時期等により、記載内容が異なる場合があります。

このご案内は「責任開始期に関する特約」の概要を説明しています。詳細は「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

Web約款のご案内

SOMPOひまわり生命では、お客さまの利便性の向上のため、「Web約款*(ご契約のしおり・約款)」をご用意しています。

*Web約款とは、SOMPOひまわり生命の公式ウェブサイトにて閲覧・ダウンロードいただける「ご契約のしおり・約款」です。

「ご契約のしおり・約款」はWeb約款と冊子約款の2種類あります。お申込時に、いずれかをご選択ください。

Web約款をご希望の場合

こちらから簡単にアクセス



QRコード®を読み取って「契約日」から、ご覧いただく「Web約款」を選択してください。

URLからアクセス

- SOMPOひまわり生命公式ウェブサイトへアクセスしてください。
<公式ウェブサイト> <https://www.himawari-life.co.jp/>
- トップページの [Web約款\(ご契約のしおり・約款\)](#) ボタンをクリックしてください。
- Web約款(ご契約のしおり・約款)ページの「みずほ銀行でお申し込みいただいた方はこちらをご覧ください」をクリックしてください。
- 「じぶんと家族のお守り」を選択してください。
- 「契約日」から、ご覧いただく「Web約款」を選択してください。

冊子約款をご希望の場合

お申込前

募集代理店の担当者にお申し出ください。

お申込後

SOMPOひまわり生命ご契約者さま専用ダイヤルまでご連絡ください。

ご契約者さま専用ダイヤル(カスタマーセンター)

0120-563-506

(受付時間)月曜日~金曜日 9:00~18:00 土曜日 9:00~17:00
(日曜日、祝日および12月31日~1月3日は除きます)